

第10 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務

I 非居住者又は外国法人に対する課税制度の概要

1 我が国の課税体系と国際的二重課税の排除措置

各国の租税制度は、その国の歴史的、政治的、経済的な諸要因等を背景に独自に発達してきたものであり、各国がそれぞれ固有の課税権を排他的又は普遍的に行使しようとするれば、必然的に国際的な二重課税の問題が生じることとなりますが、この二重課税の問題は、課税の原則からすれば、一般的には回避しなければならない事柄であると理解されています。

このような考え方から、自国の居住者又は内国法人に対して課税する場合とそれ以外の者に課税する場合とを区分して課税権を行使するとともに、二重課税が発生した場合には、これを排除する別段の規定を設けていることが一般的です。

我が国の所得税法又は法人税法では、居住者又は内国法人以外の者、すなわち、非居住者又は外国法人に対する課税については、その課税の範囲を居住者又は内国法人に比して狭く規定し、課税対象とする所得をその所得の発生源泉地が国内にあるもの、いわゆる国内源泉所得に限ることとしています。

このように、課税対象を国内源泉所得に限定したとしても、国際間における二重課税を完全に排除することはできないため、二重課税を排除するためには、外国税額控除の規定や国外の所得を非課税とするなどの規定を設けてその調整を図らなければならないこととなります。

なお、我が国の二重課税の排除措置としては、外国税額控除方式（内国法人が外国子会社から受ける配当等については益金不算入方式）が採用されています。

2 所得税法上の納税義務者の区分と課税所得の範囲・課税方法

(1) 納税義務者の区分と課税所得の範囲・課税方法

所得税法上の我が国の納税義務者の区分とその課税所得の範囲及び課税方法の概要は次の表1のとおりです。

(表1) 【納税義務者の区分と課税所得の範囲・課税方法の概要】

項目		課税所得の範囲	課税方法	
個人	居住者	非永住者以外の居住者 (所法2①三)	国の内外で生じた全ての所得(所法5①、7①一)	申告納税又は源泉徴収
	居住者	非永住者 (所法2①四)	国外源泉所得(国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として一定のものを含まず)以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金された所得(所法5①、7①二)	申告納税又は源泉徴収
	非居住者	非居住者 (所法2①五)	国内源泉所得(所法5②、7①三)	申告納税又は源泉徴収
法人	内国法人	内国法人 (所法2①六)	国内において支払われる利子等、配当等、定期積金の給付補填金等、匿名組合契約等に基づく利益の分配及び賞金(所法5③、7①四)	源泉徴収
	外国法人	外国法人 (所法2①七)	国内源泉所得のうち特定のもの(所法5④、7①五)	源泉徴収
	人格のない社団等	人格のない社団等 (所法2①八)	内国法人又は外国法人に同じ(所法4)	源泉徴収

(2) 納税義務者の区分

所得税法上、納税義務者については、①居住者、②非居住者、③内国法人及び④外国法人の4つに区分されています。この場合、人格のない社団等は、法人とみなされることとされています(所法4)。

また、それぞれの納税義務者の意義については、次のように定められています。

イ 「居住者」……国内(所得税法の施行地をいいます。)に住所を有し、又は現在まで引き続いて国内に1年以上居所を有する個人(所法2①三)

なお、居住者のうち、「日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人」は、非永住者(所法2①四)として一般の居住者とは区別して課税所得の範囲が定められています。

ロ 「非居住者」……国内に住所も1年以上の居所も有しない個人(所法2①五)

なお、国外に居住することとなった個人が次のいずれかに該当する場合には、その人は、国内に住所を有しない個人(非居住者)と推定

されます（所令15①）。

- ① その人が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。
- ② その人が外国の国籍を有し又は外国の法令によりその外国に永住する許可を受けており、かつ、その人が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないこと、その他国内におけるその人の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その人が再び国内に帰り、主として国内に居住すると推測するに足りる事実がないこと。

また、船舶、航空機の乗組員の住所が国内にあるかどうかは、その人の配偶者その他生計を一にする親族の居住している地又はその人の勤務外の期間に通常滞在する地が国内にあるかどうかにより判定します（所基通3-1）。

ハ 「内国法人」……国内に本店又は主たる事務所を有する法人（所法2①六）

ニ 「外国法人」……国内に本店も主たる事務所も有しない法人（所法2①七）

(3) 課税所得の範囲

所得税法における課税所得の範囲については、納税義務者の区別に応じて、それぞれその範囲が定められていますが、源泉徴収の対象となるものの詳細については、275ページ以下の「Ⅳ 源泉徴収の対象となる国内源泉所得の取扱い」の項で説明します。

(4) 課税方式

非居住者の有する国内源泉所得に対する所得税の課税の方法は、恒久的施設（PE）の有無及び国内源泉所得が恒久的施設に帰せられるか否かの区分によって、総合課税の対象となるもの又は源泉分離課税の対象となるものに分けられます。

また、外国法人の有する国内源泉所得に対する課税の方法についても、所得税法及び法人税法において同様の取扱いが定められています。

3 恒久的施設（PE）

非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」といいます。）に対する課税については、非居住者等の恒久的施設の有無及びその国内源泉所得がその恒久的施設に帰せられるか否かによって課税の範囲が異なることとなりますが、恒久的施設は次のとおりとされています（所法2①八の四）。

- (1) 非居住者等の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所
支店、工場その他事業を行う一定の場所とは、次に掲げる場所をいう

こととされています（所令1の2①）。

イ 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限り。）

ロ 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

ハ その他事業を行う一定の場所で上記イ又はロに掲げる場所に準ずるもの

(2) 非居住者等の国内にある建設作業場（非居住者等が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいいます。）を行う場所をいい、その非居住者等の国内におけるその建設作業等を含みます。）

(3) 非居住者等が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者

自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者とは、次に掲げる者をいいますが、独立代理人を除きます（所令1の2③、所基通161-3）。

イ 非居住者等のために、その事業に関し契約（その非居住者等が資産を購入するための契約を除きます。イ及びハにおいて同じです。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その非居住者等の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその非居住者等のためにその契約の締結に係る業務を行う者を除きます。）

ロ 非居住者等のために、顧客の通常及要求に必ず程度の数量の資産を保管し、かつ、その資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

ハ 専ら又は主として一の非居住者（その親族その他その非居住者と特殊の関係のある者を含みます。）又は外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含みます。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

4 非居住者等に支払う所得の源泉徴収と申告納税の概要

非居住者等の有する国内源泉所得のうち、非居住者等の恒久的施設に帰せられる所得（以下「恒久的施設帰属所得」といいます。）については、総合課税の対象又は法人税の課税の対象とし、恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得については、国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得などを除いて源泉徴収のみで課税関係が終了する仕組みとされており、非居住者等に係る課税関係の概要は表2又は表3のようになります（所法

164、税法141)

なお、恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得の分類に該当するものであっても、その国内源泉所得が非居住者等の恒久的施設に帰せられる場合には、恒久的施設帰属所得として総合課税の対象（一定の国内源泉所得については源泉徴収の対象となります。）又は法人税の課税の対象とされます。

(表2) 【非居住者に対する課税関係の概要】

所得の種類 (所法161①)	非居住者の区分 (所法164①)	恒久的施設を有する者		恒久的施設を有しない者 (所法164①二、②二)	源泉徴収 (所法212① 213①)	
		恒久的施設帰属所得 (所法164①一イ)	その他の国内源泉所得 (所法164①一ロ、②一)			
(事業所得)				【課税対象外】	無	
① 資産の運用・保有により生ずる所得 (所法161①二) ※下記⑦～⑮に該当するものを除く。		【総合課税】 (所法161①一)		【総合課税(一部)(注2)】	無	
② 資産の譲渡により生ずる所得 (〃 三)					無	
③ 組合契約事業利益の配分 (〃 四)			【課税対象外】		20.42%	
④ 土地等の譲渡対価 (〃 五)		【源泉徴収の上、総合課税】		【源泉徴収の上、総合課税】	10.21%	
⑤ 人的役務の提供事業の対価 (〃 六)			20.42%			
⑥ 不動産の賃貸料等 (〃 七)			20.42%			
⑦ 利子等 (〃 八)			15.315%			
⑧ 配当等 (〃 九)			20.42%			
⑨ 貸付金利子 (〃 十)		【源泉徴収の上、総合課税】 (所法161①一)		【源泉分離課税】	20.42%	
⑩ 使用料等 (〃 十一)			20.42%			
⑪ 給与その他の人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等 (〃 十二)			20.42%			
⑫ 事業の広告宣伝のための賞金 (〃 十三)			20.42%			
⑬ 生命保険契約に基づく年金等 (〃 十四)			20.42%			
⑭ 定期積金の給付補填金等 (〃 十五)			15.315%			
⑮ 匿名組合契約等に基づく利益の分配 (〃 十六)			20.42%			
⑯ その他の国内源泉所得 (〃 十七)			【総合課税】 (所法161①一)		【総合課税】	無

(注) 1 恒久的施設帰属所得が、上記の表①から⑯までに掲げる国内源泉所得に重複して該当する場合があります。

2 上記の表②資産の譲渡により生ずる所得のうち恒久的施設帰属所得に該当する

所得以外のものについては、所令第281条第1項第1号から第8号までに掲げるもののみ課税されます。

- 3 措法の規定により、上記の表において総合課税の対象とされる所得のうち一定のものについては、申告分離課税又は源泉分離課税の対象とされる場合があります。
- 4 措法等の規定により、上記の表における源泉徴収税率のうち一定の所得に係るものについては、軽減又は免除される場合があります。

【表3】【外国法人に対する課税関係の概要（網掛け部分が法人税の課税範囲）】

- ・財務省ホームページ「平成26年度 税制改正の解説」（686ページ）を基に作成しています。
- ・【法人税】の部分が、法人税の課税対象となる国内源泉所得となります。
- ・④及び⑤並びに(7)～(14)の所得については、源泉徴収の対象となる国内源泉所得となります。

所得の種類 (法法138)	外国法人の区分 (法法141)	恒久的施設を有する法人		源泉徴収 (所法212① 213①)
		恒久的施設 帰属所得 (法法141-イ)	その他の 国内源泉所得 (法法141-ロ)	
(事業所得)			恒久的施設を有しない法人 (法法141-二)	無 (注1)
② 資産の運用・保有 (法法138①二) ※下記(7)～(14)に該当するものを除く。				無 (注2)
③ 資産の譲渡 (法法138①三) ※右のものに限る。	不動産の譲渡 (法令178-一)	①恒久的施設に 帰せられるべき所得 (法法138①-一) 【法人税】	【法人税】	無
	不動産の上に存する 権利等の譲渡 (〃 二)			
	山林の伐採又は譲渡 (〃 三)			
	買集めた内国法人株式の譲渡 (〃 四イ)			
	事業譲渡類似株式の譲渡 (〃 四ロ)			
	不動産関連法人株式の譲渡 (〃 五)			
	ゴルフ場の所有・経営に係る 法人の株式の譲渡等 (〃 六、七)			
④ 人的役務の提供事業の対価 (法法138①四)				20.42%
⑤ 不動産の賃貸料等 (〃 五)				20.42%
⑥ その他の国内源泉所得 (〃 六)				無
(7) 債券利子等 (所法161①八) (注5)				15.315%
(8) 配当等 (〃 九) (注5)				20.42% (注4)
(9) 貸付金利子 (〃 十) (注5)				20.42%
(10) 使用料等 (〃 十一) (注5)				20.42%
			【源泉徴収のみ】	

所得の種類 (法法138)	外国法人の区分 (法法141)	恒久的施設を有する法人		恒久的施設 を有しない 法人 (法法141二)	源泉 徴収 (所法 212① 213①)
		恒久的施設 帰属所得 (法法141一イ)	その他の 国内源泉所得 (法法141一ロ)		
(11)事業の広告宣伝のための賞金 (「十三」)(注5)					20.42%
(12)生命保険契約に基づく年金等 (「十四」)(注5)		①恒久的施設に 帰せられるべき所得 (法法138①一) 【法人税】	【源泉徴収のみ】		20.42%
(13)定期積金の給付補填金等 (「十五」)(注5)				15.315%	
(14)匿名組合契約等に基づく利益の分配 (「十六」)(注5)				20.42%	

(注) 1 事業所得のうち、組合契約事業から生ずる利益の分配については、20.42%の税率で源泉徴収が行われます。

2 措法第41条の12の規定により同条に規定する一定の割引債の償還差益については、18.378%（一部のものは16.336%）の税率で源泉徴収が行われます。

また、措法第41条の12の2の規定により同条に規定する一定の割引債の償還金に係る差益金額については、15.315%の税率で源泉徴収が行われます。

3 資産の譲渡による所得のうち、国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価（所令第281条の3に規定するものを除きます。）については、10.21%の税率で源泉徴収が行われます。

4 上場株式等に係る配当等、公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配に係る配当等及び特定投資法人の投資口の配当等については、15.315%の税率が適用されます。

5 (7)から(14)の国内源泉所得の区分は所得税法上のもので、法人税法にはこれらの国内源泉所得の区分は設けられていません。

II 源泉徴収の対象となる国内源泉所得と源泉徴収税額

1 所得税法等に基づく源泉徴収

(1) 源泉徴収の対象となる国内源泉所得の範囲

非居住者等が我が国において、その所得について所得税又は法人税の課税を受ける場合、その課税所得の範囲については、恒久的施設を有するか否か及び国内源泉所得が恒久的施設に帰せられるか否かによって差異があります。

しかし、次の表4の所得については、原則として、その恒久的施設の有無、恒久的施設に帰せられる所得か否かにかかわらずその支払の段階で一律に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を受けることになっています。

(表4) 【源泉徴収の対象となる国内源泉所得の範囲の概要】

所得の区分	内 容
組合契約事業利益の配分 (所法161①四)	<p>組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益(その事業から生ずる収入からその収入に係る費用(所法第161条第1項第5号から第16号までに掲げる国内源泉所得について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税を含みます。)を控除したもの)について、その組合契約に基づいて配分を受けるもの(所令281の2)。</p> <p>この場合の「組合契約」とは、次に掲げる契約をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 民法第667条第1項に規定する組合契約 ② 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約 ③ 有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約 ④ 外国における契約で、①～③に類する契約
土地等の譲渡対価 (所法161①五)	<p>国内にある次に掲げる土地等の譲渡対価のうち、その土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けた個人から支払われるもの(譲渡対価が1億円を超えるものを除きます。)以外のもの(所令281の3)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 土地又は土地の上に存する権利 ② 建物及び建物の附属設備 ③ 構築物
人的役務の提供事業の対価 (所法161①六)	<p>国内において行う人的役務の提供を主たる内容とする事業で、次に掲げる者の役務提供の対価(所令282)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 映画又は演劇の俳優、音楽家その他の芸能人、職業運動家 ② 弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者 ③ 科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別な技能を有する者
不動産の賃貸料等 (所法161①七)	<p>国内にある不動産、不動産の上に存する権利若しくは採石権の貸付け、租鉱権の設定又は居住者若しくは内国法人に対する船舶・航空機の貸付けによる対価</p>
利子等 (所法161①八)	<p>利子等のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日本国の国債、地方債又は内国法人の発行する債券の利子 ② 外国法人の発行する債券の利子のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るもの ③ 国内にある営業所に預け入れられた預貯金の利子 ④ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配
配当等 (所法161①九)	<p>配当等のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息 ② 国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。)又は特定受益証券発行信託の収益の分配
貸付金の利子 (所法161①十)	<p>国内において業務を行う者に対する貸付金で、その業務に係るものの利子(所令283)</p>

所得の区分	内 容
使用料等 (所法161①十一)	国内において業務を行う者から受ける次の使用料又は対価で、その業務に係るもの(所令284) ① 工業所有権等の使用料又はその譲渡による対価 ② 著作権等の使用料又はその譲渡による対価 ③ 機械、装置及び車両等の使用料
給与等の人的役務の提供に対する報酬等 (所法161①十二)	① 俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供に基因するもの(所令285①) ② 公的年金等(所令285②) ③ 退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務その他の人的役務の提供に基因するもの(所令285③)
事業の広告宣伝のための賞金 (所法161①十三)	国内において事業を行う者からその事業の広告宣伝のために、賞として支払を受ける金品、その他の経済的利益(所令286)
生命保険契約に基づく年金等 (所法161①十四)	国内にある営業所等を通じて保険業法に規定する生命保険会社又は損害保険会社の締結する保険契約等に基づいて受ける年金等(公的年金等を除きます。)(注2)(所令287)
定期積金の給付補填金等 (所法161①十五)	国内にある営業所等が受け入れたもので次に掲げるもの ① 定期積金の給付補填金 ② 銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補填金 ③ 抵当証券の利息 ④ 金投資口座等の差益 ⑤ 外貨投資口座等の為替差益 ⑥ 一時払養老保険、一時払損害保険等の差益
匿名組合契約等に基づく利益の分配 (所法161①十六)	国内において事業を行う者に対する出資のうち、匿名組合契約等に基づいて行う出資により受ける利益の分配(所令288)

(注) 1 所得税法第161条第1項第4号から第16号までに掲げる対価、使用料、給与、報酬等(以下「対価等」といいます。)には、その対価等として支払われるものばかりでなく、その対価等に代わる性質を有する損害賠償金その他これに類するものも含まれます。また、「その他これに類するもの」には、和解金、解決金のほか、対価等の支払が遅延したことに基づき支払われる遅延利息とされる金員で、その対価等に代わる性質を有するものが含まれます(所基通161-46)。

2 平成25年1月1日以後に支払を受けるべき生命保険契約等に基づく年金のうち、年金の支払を受ける者と保険契約者とが異なる契約などの一定の契約に基づく年金を除きます。

(2) 源泉徴収義務者と源泉徴収税額

イ 源泉徴収義務者

非居住者等に対して国内において源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し、納付する義務があります(所法212①)。

なお、国内源泉所得の支払が国外において行われる場合であっても、その支払者が国内に住所若しくは居所を有し、又は国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有するときは、国内において支払われたものとみなして源泉徴収をする必要があります（所法212②）。

また、組合契約事業から生ずる利益の配分については、組合契約を締結している組合員^(注)である非居住者等がその組合契約に定める計算期間その他これに類する期間（これらの期間が1年を超える場合は、これらの期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいい、以下「計算期間」といいます。）において生じた利益につき、金銭その他の資産の交付を受ける場合には、その配分をする者をその利益の支払をする者とみなし、その金銭等の交付をした日（その計算期間の末日の翌日から2か月を経過する日までにその利益に係る金銭等の交付がされない場合には、同日）においてその支払があったものとみなして源泉徴収をする必要があります（所法212⑤）。

(注) ここでいう「組合員」には、組合契約を締結していた組合員並びに外国における組合契約に類する契約を締結している者及び締結していた者を含みます（所令328の2）。

□ 源泉徴収税額

源泉徴収税額は、原則として国内源泉所得の支払金額に一定の税率を乗じて求めた金額となりますが、年金や賞金のように、支払金額から所定の控除額を差し引いた上で税率を乗じることとされているものもあります（所法213、所令329）。

なお、税率及び控除額は次の図1のとおりです。

また、支払を受ける非居住者等の居住地国と我が国との間に租税条約が締結されている場合には、その条約で定められている税率（限度税率）に軽減することになります（実施特例法3の2）。

租税条約の適用により、限度税率が国内法（所得税法及び租税特別措置法）に規定する税率以下となるものについては、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要はありません（復興財確法33⑨一）。

したがって、国内法の税率の方が租税条約上の限度税率よりも低い場合、国内法の税率を適用するものについては、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要があります。

また、外国居住者等所得相互免除法の適用により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率が軽減されるものについても、復興特別

所得税を併せて源泉徴収する必要はありません（復興財確法33④一）。

（図1）【源泉徴収の対象となる国内源泉所得と税率】

国内源泉所得の種類	⇒	税率（注2）	⇒	控除額	
組合契約事業利益の配分（所法161①四）	⇒	20%	× 102.1% =	20.42%	
土地等の譲渡対価（所法161①五）	⇒	10%		10.21%	
人的役務の提供事業の対価（所法161①六）	⇒	20%		20.42%	
不動産の賃貸料等（所法161①七）	⇒	20%		20.42%	
利子等（所法161①八）	⇒	15%		15.315%	
配当等（所法161①九）	⇒	20%		20.42%	
私募公社債等運用投資信託等の収益の分配（措法8の2）	⇒	15%		15.315%	
貸付金の利子（所法161①十）	⇒				
使用料等（所法161①十一）	⇒				
給与等の人的役務の提供に対する報酬（所法161①十二イ、ハ）	⇒				
公的年金等（所法161①十二ロ）	⇒	20%		20.42%	6万円×年金の額に （注3）×係る月数
事業の広告宣伝のための賞金（所法161①十三）	⇒				50万円
生命保険契約に基づく年金等（所法161①十四）	⇒				払い込まれた保険料 又は掛金のうち、支払 われる年金の額に対応 する部分の金額
定期積金の給付補填金等（所法161①十五）	⇒	15%		15.315%	
匿名組合契約等に基づく利益の分配（所法161①十六）	⇒	20%	20.42%		

（注）1 国内源泉所得の金額の中に消費税及び地方消費税相当額が含まれる場合には、消費税及び地方消費税を含めた金額が源泉徴収の対象金額となります。ただし、国内源泉所得の支払を受ける者からの請求書等において国内源泉所得の金額と消費税及び地方消費税相当額とが明確に区分されている場合には、その国内源泉所得の金額のみを源泉徴収の対象金額として差し支えありません（平元直法6-1（最終改正平26課法9-1））。

2 国内源泉所得の金額に税率を乗じて算出された源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

3 年齢が65歳以上の人を受ける年金については、「10万円×年金の額に係る月数」となります（措法41の15の3③）。

ハ 外貨で表示されている支払額の邦貨換算

源泉徴収の対象とされる所得の支払うべき金額が外貨で表示されて

いる場合には、その外貨表示の支払額を邦貨に換算し、税率を乗じて税額を求めることとなります。この場合の邦貨への換算の方法は、それぞれ次によります（所基通213-1、213-2）。

(イ) 外貨表示の金額を邦貨で支払う場合

その支払に関する契約等において定められている換算方法等に従って支払うこととなる邦貨の金額によります。

(ロ) 外貨表示の金額を外貨で支払う場合

① その支払に関する契約等においてその支払期日が定められているとき（支払うべき時期が月、週等の期間をもって定められている場合を含みます。）

外貨で表示されている額をその支払うべき日（支払うべき時期が月、週等の期間をもって定められている場合は、その期間の末日とし、同日前にその支払が行われた場合は、その支払が行われた日とします。）のその支払をする者の主要取引金融機関（その支払をする者がその外貨に係る対顧客直物電信買相場（以下「電信買相場」といいます。）を公表している場合には、その支払をする者）におけるその外貨に係る電信買相場により邦貨に換算した金額によります。

ただし、その支払が著しく遅延して行われている場合を除き、その外貨で表示されている額を現に支払った日における電信買相場により邦貨に換算した金額によることとしても差し支えありません。

② その支払に関する契約等においてその支払期日が定められていないとき

外貨で表示されている額を現に支払った日における電信買相場により邦貨に換算した金額によります。

(注) 邦貨換算の特例

外貨で表示されている額に相当する対外支払手段をその支払うべき日以後において外貨の売買業務を行う者から邦貨により購入して支払うときは、その支払が著しく遅延して行われる場合を除き、その支払うべき外貨で表示されている額をその対外支払手段の購入に際し適用された外国為替相場によって換算した金額を、その国内源泉所得の金額として差し支えないこととされています（所基通213-3）。

二 源泉徴収税額の納付

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、原則として徴収した日の属する月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「非

居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書（納付書）」（一定の所得については他の所得税徴収高計算書（納付書）。11ページ参照）を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（所法212①、220、所規80、国税通則法34①、復興財確法28⑤、復興特別所得税省令6）。

なお、非居住者等の所得については、国内源泉所得の支払が国外で行われる場合であっても、その支払者が国内に住所若しくは居所を有するか又は国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有するときは、国内において支払われたものとみなして源泉徴収の対象とすることになっており、この場合の納付期限は、事務手続等を考慮して翌月10日ではなく、翌月末日となっています（所法212②）。

2 租税特別措置法等に基づく源泉徴収

(1) 償還差益に対する源泉徴収（発行時源泉徴収）

割引債を発行する者は、その割引債の発行の際にその割引債を取得する個人又は法人から次により計算した額の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し、その発行した月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「償還差益の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（措法41の12、措令26の9の2、26の10①、措規19の4①、国税通則法34①）。

(券面金額－発行価額)^(※) × 18.378%

(※) 外国法人により国外において発行された割引債に係るものについては、その償還差益のうちその外国法人が国内において行う事業に帰せられる部分の金額となります（措法41の12③、措令26の9の2②）。

(注) 源泉徴収の対象となる割引債の範囲などは182ページの「V 割引債の償還差益等に対する源泉徴収」を参照してください。

(2) 割引債の償還金に係る差益金額に対する源泉徴収（償還時源泉徴収）

国内において非居住者等に対して割引債の償還金の支払をする者又は特定割引債の償還金の交付をする特定割引債取扱者は、その支払又は交付の際、その割引債の償還金に係る差益金額に15.315%の税率を乗じて計算した所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて、最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（措法41の12の2②～④、措令26の17⑨、措規19の5⑥⑦、国税通則法34①）。

(注) 源泉徴収の対象となる割引債の範囲などについては183ページの「VI 割引債の償還金に係る差益金額に対する源泉徴収の特例」を参照してください。

(3) 懸賞金付預貯金等の懸賞金等に対する源泉徴収

非居住者等に対し、懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払等をする者は、その支払等の際、15.315%の税率によって計算した所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し、その懸賞金等を支払った月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「非居住者・外国人の所得についての所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（措法41の9、国税通則法34①）。

なお、非居住者が支払を受けるものについては、この源泉徴収だけで納税が完結する源泉分離課税が適用されます（措法41の9①）。

（注） 源泉徴収の対象となる懸賞金等の範囲などは181ページの「Ⅱ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等に対する源泉徴収」を参照してください。

(4) 未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の源泉徴収

未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する恒久的施設を有する非居住者について、その非居住者が3月31日において18歳である年の前年12月31日までに、これらの口座からの上場株式等の払出しなどの契約不履行等事由が生じた場合には、その口座が開設されている金融商品取引業者等は、その契約不履行等事由が生じた際に、一定の譲渡対価の額又は配当等の額に対して、15.315%の税率による所得税及び復興特別所得税を徴収して納付します（措法9の9②、37の14の2⑧）。

（注） 未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の源泉徴収制度については241ページの「(5) 契約不履行等事由が生じた場合の源泉徴収」を参照してください。

(5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収

恒久的施設を有する非居住者が行う有価証券の譲渡による所得のうち一定のものについては、「申告分離課税」による課税を建前としつつ、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収制度が設けられています。

特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収制度は、納税者が源泉徴収の選択をした特定口座を通じて上場株式等の譲渡等（信用取引及び発行日取引を含みます。）を行ったことにより一定の方法により計算した差益が生じた場合に、その譲渡対価の支払をする金融商品取引業者等がその差益に対し15.315%の税率による所得税及び復興特別所得税を徴収して納付するものです（措法37の11の4）。

（注） 特定口座に係る源泉徴収制度については245ページの「第9 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収事務」を参照してください。

Ⅲ 源泉徴収制度の特例

1 所得税法による課税の特例

(1) 源泉徴収免除制度

イ 意義

恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるその恒久的施設に帰せられる国内源泉所得については、原則として総合課税の対象となり、恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるその恒久的施設に帰せられる国内源泉所得については、原則として法人税の課税の対象となっていますが、事業及び資産の所得等（一号～三号所得、十七号所得）以外の所得については、その支払を受ける際に源泉徴収が行われることになっています（所法7①、212①）。

したがって、特定の所得、例えば、不動産の賃貸料や貸付金の利子などについては、その支払を受ける際に源泉徴収されることによって、居住者又は内国法人と異なる取扱いを受けることとなります。

しかしながら、恒久的施設を通じて事業活動を行っている非居住者等は、居住者又は内国法人と同様の状況にあることから、一定の要件を満たす場合には、非居住者等に対してのみ源泉徴収の対象とされている特定の所得のうちその恒久的施設に帰せられるものについて源泉徴収の免除を認めるなどによって、居住者又は内国法人と同様の取扱いを受けることができるとされています。

ロ 制度の概要

恒久的施設を有する非居住者等が、納税地の所轄税務署長から源泉徴収免除証明書の交付を受け、この免除証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その免除証明書の有効期間内にその支払者が支払うその非居住者等の恒久的施設に帰せられる国内源泉所得のうち特定のものについては、源泉徴収を要しないこととされています（所法180、214）。

この源泉徴収の免除の対象となる国内源泉所得は、所得税法第161条第1項に掲げるもののうち、次のものに限られます。

- ① 組合契約事業から生ずる利益の配分（四号）
- ② 外国法人に支払う土地等の譲渡対価のうち、所得税法第13条第1項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るもの（五号）
- ③ 人的役務提供事業の対価（六号）
- ④ 不動産の賃貸料等（七号）

- ⑤ 貸付金の利子（十号）
 - ⑥ 使用料等（非居住者については、所得税法第204条第1項第1号の報酬・料金に該当するものを除きます。）（十一号）
 - ⑦ 非居住者に支払う人的役務の提供に対する報酬（給与を除き、また、所得税法第204条第1項第5号の人的役務の提供に関する報酬・料金以外の報酬を除きます。）（十二号イ）
 - ⑧ 事業の広告宣伝のための賞金（外国法人に限りません。）（十三号）
 - ⑨ 生命保険契約に基づく年金等（非居住者については、その支払額が25万円以上のものを除きます。）（十四号）
- (2) 非居住者の人的役務提供の対価の報酬

非居住者等が人的役務提供事業の対価（所法161①六）について源泉徴収を受けた場合において、その対価のうちから非居住者に支払われるその人的役務の提供の対価（所法161①十二）については、その支払の際に源泉徴収があったものとみなされます（所法215、復興財確法28④）。したがって、恒久的施設を有しない非居住者については、原則として確定申告を要しなくなります。

2 租税特別措置法による課税の特例

非居住者等が支払を受ける次の利子などについては、所得税が非課税とされています。

(1) 振替国債等の利子・償還差益の非課税

非居住者等が支払を受ける振替国債及び平成20年1月1日以後に支払を受けるべき振替地方債（以下「振替国債等」といいます。）の利子（非課税適用申告書や更新申告書を提出するなど一定の要件を満たす必要があります。）並びに平成22年4月1日以後に取得する振替国債等の償還差益（振替国債等の償還により受ける金額がその振替国債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいいます。）（措法5の2、41の13①）。

(2) 振替社債等の利子等・償還差益の非課税

非居住者等が支払を受ける特定振替社債等（振替社債等のうち、その利子又は剰余金の配当（以下「利子等」といいます。）の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除いたものをいいます。）の利子等（非課税適用申告書や更新申告書を提出するなど一定の要件を満たす必要があります。）及び償還差益（特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいいます。）。ただし、発行者と特殊の関係のある者が支払を受けるものを除きます（措法5の3、41の13②）。

(3) 民間国外債の利子・償還差益の非課税

内国法人及び外国法人が平成10年4月1日（外国法人が発行するものについては、平成20年5月1日）以後に発行した民間国外債（その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動するものを除き、外国法人が発行した債券については、その外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に帰せられるものに限ります。）につき、非居住者等に対して国外において支払う利子（非課税適用申告書を提出するなど一定の要件を満たす必要があります。）及び償還差益（民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の取得価額を超える場合におけるその差益をいいます。）。ただし、発行者と特殊の関係のある者が支払を受けるものを除きます（措法6、41の13③）。

(4) 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税

外国為替及び外国貿易法第21条第3項に規定する金融機関が、平成10年4月1日以後に、同項に規定する非居住者であることの一定の証明がされた外国法人から受け入れた預金又は借入金で、特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）において経理したものについてその外国法人に対して支払う利子（措法7）。

(5) 特定振替割引債の償還金に係る差益金額の非課税

非居住者等が支払を受ける特定振替割引債（非課税適用申告書や更新申告書を提出するなど一定の要件を満たす必要があります。）の償還金に係る差益金額。ただし、発行者と特殊の関係のある者が支払を受けるものを除きます（措法41の13の3）。

(6) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税

イ 外国金融機関等（一定の銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人をいいます。ロにおいて同じです。）が国内の金融機関等との間で平成30年3月31日までに行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金につき、その国内の金融機関等から支払を受ける利子（措法42①）

ロ 外国金融機関等が、平成30年3月31日までに行う店頭デリバティブ取引に基づく相手方の債務を金融商品取引清算機関が負担した場合には、その金融商品取引清算機関に対して預託する一定の証拠金につきその外国金融機関等が支払を受ける利子又は国内の金融機関等が平成30年3月31日までに行う店頭デリバティブ取引に基づく相手方の債務を外国金融商品取引清算機関が負担した場合には、その国内の金融機関等に対して預託する一定の証拠金につき、その外国金融商品取引清算機関が支払を受ける利子（措法42②）

(7) 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の非課税

- イ 外国金融機関等（一定の銀行業・金融商品取引業・保険業を営む外国法人、一定の金融商品債務引受業を行う外国法人、外国の中央銀行又は国際機関をいいます。ロにおいて同じです。）が、一定の要件を満たす債券の買戻若しくは売戻条件付売買取引、又は一定の有価証券に係る現金若しくは有価証券を担保とする有価証券の貸付け若しくは借入れを行う取引につき、特定金融機関等（一括清算法の対象者である国内の金融機関等、金融商品取引清算機関又は日本銀行をいいます。ロにおいて同じです。）から支払を受ける一定の利子（措法42の2①）。
- ロ 外国金融機関等以外の一定の外国法人（条約相手国等の法人に限ります。）が、振替国債に係る取引期間3月以内等の一定の要件を満たす債券の買戻又は売戻条件付売買取引で平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間において開始したものにつき、特定金融機関等から支払を受ける一定の利子（措法42の2③）

3 租税条約による課税の特例

(1) 租税条約による課税の特例の概要

非居住者等の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより、その非居住者等が支払を受ける国内源泉所得に対する課税が軽減又は免除される場合があります。

この課税の軽減又は免除を受けようとするときは、所定の事項を記載した届出書（添付書類が必要な場合にはその添付書類も含まれます。）をその国内源泉所得の源泉徴収義務者を經由して税務署に提出することとされています。

現在、租税条約に定める特例のうち、源泉徴収に関するものの概要は次のとおりです。

イ 利子、配当、使用料に対する課税の軽減又は免除の特例

利子、配当、工業所有権等の使用料については、租税条約により、源泉所得税及び復興特別所得税が軽減又は免除されることがあります。

ロ 上記イ以外の所得に対する免税の特例

(イ) 芸能人等の人的役務の提供事業の対価を免税とするもの

芸能人等の人的役務の提供事業の対価であっても、この提供事業を行う者が日本国内に恒久的施設を有しない場合等に免税とするものです。

ただし、租税条約に次の規定がある場合には、適用されません。

- ① 芸能人等が人的役務の提供を行う国に恒久的施設を有するもの

とみなす規定

- ② 芸能人等の役務提供事業の所得は、役務提供地で課税できるとする規定
- ③ 人的役務を提供する芸能人等がその雇用者である法人の所有者である場合（いわゆる「ワンマンカンパニー」）の適用除外に関する規定
- (ロ) 船舶、航空機の貸付けの対価を免税（国際運輸業所得の免税）とするもの
- (ハ) 特許権等の譲渡対価を免税とするもの
- (ニ) 短期滞在者に支払う報酬を免税とするもの
- (ホ) その他の特例として、次の者の人的役務の提供に対する報酬等を免税とするもの
 - ① 自由職業者
 - ② 学生、事業修習者等
 - ③ 教授等
 - ④ 政府職員

ハ 所得源泉地についての特例

租税条約において、所得源泉地に関して国内法と異なる定めを規定している場合には、その租税条約の定めるところに従って、国内源泉所得の範囲を判定することになります（所法162①、法法139①）。

(2) 租税条約に基づく軽減又は免除を受けるための手続

イ 租税条約に関する届出書の提出

租税条約に基づく所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けるためには、源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払を受ける者が、「租税条約に関する届出書」（特典条項の適用がある租税条約の規定に基づき所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受ける場合には、「特典条項に関する付表（様式17）」及びその添付書類を含みます。以下同じです。（注））を支払の日の前日までにその源泉徴収義務者を經由して源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出することとされています（実施特例省令1の2、2～3、4～9、9の5～9の9、復興特別所得税省令8④一、二）。

また、措法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。以下「相手国居住者等上場株式等配当等」といいます。）について、租税条約に基づく所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受ける場合に、「租税条約に関する特例届

出書」(特典条項の適用がある租税条約の規定に基づき所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受ける場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」及びその添付書類を含みます。以下同じです。(註))を源泉徴収義務者である支払の取扱者を經由して、その支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の日以後その支払の取扱者から交付を受ける全ての相手国居住者等上場株式等配当等について、上記の「租税条約に関する届出書」の提出をしたものとみなされます(実施特例省令2～2の5、9の5～9の9、復興特別所得税省令8④一、二)。

なお、「租税条約に関する特例届出書」を提出した場合には、当該特例届出書を受理した支払の取扱者は、当該特例届出書を提出した者から配当等に関する事項の通知を受け、通知を受けた事項等を光ディスク等に記録して、その支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなります(実施特例省令2～2の5)。

(注) 特典条項の適用がある租税条約の規定に基づき所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受ける場合には、原則として届出書に相手国の居住者証明書の添付が必要とされていますが、次のことを条件に、その添付を省略することができます(実施特例省令9の10、復興特別所得税省令8④一)。

- ① 届出書を提出しようとする者は、その提出の際、居住者証明書の原本を源泉徴収義務者に提示すること(この場合の居住者証明書とは、提示の日前1年以内に作成(発行)されたものに限ります。)
- ② 届出書を提出しようとする者は、源泉徴収義務者から、「条約届出書の記載内容につき居住者証明書の原本により確認をした旨」の記載を届出書を受けて、税務署長に提出すること。

(※) 源泉徴収義務者は、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、これを国内にある事務所、事業所その他これに準ずるものの所在地において提示の日から5年間保存する必要があります。

□ 源泉徴収税額の還付請求

(イ) 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

上記イの「届出書」の提出という手続は、租税条約に基づく軽減又は免除を受けるためのものですが、次の場合には、「届出書」とともに「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(様式11)」を提出することにより、軽減又は免除の適用を受けた場合の源泉徴収税額と国内法の規定による税率により源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額との差額について還付を受けることができ、最終的に租税条約の適用を受けることとなります。

- ① 租税条約の相手国の居住者である自由職業者、芸能人若しくは運動家又は短期滞在者に該当する個人が、2以上の支払者から給

与又は報酬の支払を受けるため、その給与又は報酬につき届出書を提出することができないことに基因して源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額について還付請求をするとき

- ② 租税条約の相手国からの留学生、事業等の修習者又は交付金等の受領者に該当する個人が、2以上の支払者から人的役務の対価としての俸給、給料、賃金その他の報酬の支払を受けるため、その報酬につき届出書を提出することができないことに基因して源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額について還付請求をするとき
- ③ 租税条約の規定が遡及して適用される場合で、その規定の適用を受ける者が、租税条約の適用開始日以後その効力発生の日までの間に支払を受けた国内源泉所得につき源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額のうち、その租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けるべき金額について還付請求をするとき
- ④ ①又は②に掲げる場合以外の場合で、その支払を受ける所得につき租税条約に関する届出をしなかったことに基因してその所得につき源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額のうち、租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けるべき金額について還付請求をするとき

(ロ) 割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書

一定の割引債の償還差益については、割引債の発行時に18.378% (特定のもの16.336%) の税率で源泉徴収が必要とされていますが (措法41の12)、租税条約によってはこの差益に対する課税が軽減又は免除されることがあります。

この場合、「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (様式13、14)」を提出して、租税条約上の軽減又は免税の適用を受けた場合との差額の還付を受けることにより調整されることとなります (実施特例省令3の4、復興特別所得税省令8④一、二)。

(注) 割引債の範囲については、182ページの「V 割引債の償還差益に対する源泉徴収」を参照してください。

4 外国居住者等所得相互免除法による課税の特例 (台湾関係)

(1) 外国居住者等所得相互免除法による課税の特例の概要

外国居住者等所得相互免除法の規定により、台湾に住所を有する個人、台湾に本店等を有する法人等 ((2)において「台湾居住者等」といいます)。

が支払を受ける国内源泉所得に対する課税が軽減又は非課税とされる場合があります。

この課税の軽減又は非課税の適用を受けようとするときは、租税条約による課税の特例と同様に、所定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」（添付書類が必要な場合にはその添付書類を含みます。）をその国内源泉所得の源泉徴収義務者を經由して税務署に提出することとされています。

(注) 外国居住者等所得相互免除法による課税の特例のうち、源泉徴収に関するものの概要については、パンフレット「源泉所得税の改正のあらまし（外国居住者等所得相互免除法（日台民間租税取決め）関係）平成28年11月」を参照してください（「源泉所得税の改正のあらまし（外国居住者等所得相互免除法（日台民間租税取決め）関係）平成28年11月」は、国税庁ホームページにも掲載しています。）。

(2) 源泉徴収税額の還付請求

外国居住者等所得相互免除法に基づく源泉所得税の軽減又は非課税の対象となる所得について、その支払時において外国居住者等所得相互免除法を適用しないで源泉徴収をし、これを納付した場合には、源泉徴収義務者は、所得の支払を受ける台湾居住者等から提出を受けた「届出書」とともに、所定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書」（その添付書類を含みます。）を税務署に提出することにより、その納付した源泉徴収税額と外国居住者等所得相互免除法を適用した後の税額との差額の還付を受けることができます。

5 実施特例法等による源泉徴収の特例

租税条約の規定により免税とされる非居住者等が免税芸能法人等^(注)に該当する場合には、その免税芸能法人等が支払を受ける芸能人等の役務提供事業の対価に対していったん所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をする必要があります（実施特例法3①）。その源泉徴収された所得税及び復興特別所得税については、免税芸能法人等が芸能人等に対して支払う役務提供報酬から源泉徴収をして、その所得税及び復興特別所得税を納付した後に「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書（様式12）」を提出することにより還付されます。この場合、この還付金の一部をその納付すべき所得税及び復興特別所得税に充当することもできることとされています（実施特例法3②③、実施特例省令1の3、復興財確法33①、復興特別所得税省令8④一、二）。

(注) 免税芸能法人等とは、国内において、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業を行う非居住者又は外国法人のうち、次のいずれかに該当することを要件として租税条約の

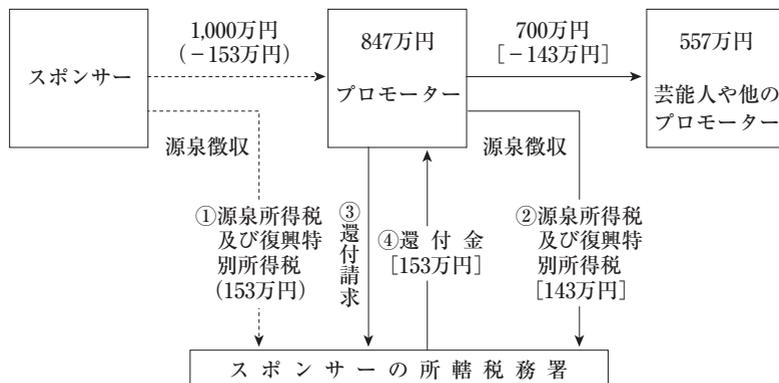
規定により免税とされる者をいいます（措法41の22①）。

- ① 国内に居所や事務所、事業所等を有しないこと。
- ② その支払を受ける芸能人等の役務提供事業の対価が、国内に有する恒久的施設に帰せられないこと。

【免税芸能法人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収の具体例】

次の図は、日本国内に恒久的施設を有していないことによって租税条約の規定に基づき日本国の租税が免除される免税芸能法人等が日本国内で芸能人や運動家の役務提供事業を行ったことによる対価についての源泉徴収と還付の手順（①～④）を示したものです。

ここでは、免税芸能法人等（プロモーター）が、日本国内で非居住者である芸能人の役務提供を行うことによって日本の興行主（スポンサー）から1,000万円の対価の支払を受け、芸能人や他のプロモーターにその対価のうちから700万円の報酬を支払う例を示しています（なお、源泉所得税及び復興特別所得税については、おおよその金額を表示しています）。



- (注) 1 上記のプロモーターは、芸能人への報酬の支払に対する源泉徴収税額の納付に税務署からの還付金の一部を充てること（充当）ができます。
- 2 上記のプロモーターは、「免税芸能法人等に関する届出書」を提出していることから、スポンサーからプロモーターへ支払われる対価については、15.315%の源泉徴収税率が適用されています（措法41の22③、措令26の32③、措規19の14）。

IV 源泉徴収の対象となる国内源泉所得の取扱い

源泉徴収の対象となる国内源泉所得の取扱いは、以下のとおりです。

- (注) 1 外国居住者等所得相互免除法による取扱い（台湾関係）

台湾については、日台の民間窓口機関（日本側：公益財団法人交流協会、台湾側：亜東関係協会（※））の間の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（以下「日台民間取決め」といいます。）及びその内容を日本国内で実施するための法令（外国居住者等所得相互免除法等）によって、全体として租税条約に相当する枠組みが構築されています。

したがって、台湾に住所を有する個人、台湾に本店等を有する法人等（以下「台

湾居住者等」といいます。) に対して支払われる国内源泉所得の取扱いについては、以下の表中、「租税条約による取扱い」の説明を参考としてください(Ⅳにおける「国内法」には、外国居住者等所得相互免除法を含んでいません)。

2 以下の表は国内源泉所得の取扱いの概要を説明したものですから、具体的な適用関係については、国内法及び租税条約等の該当条項を確認してください。

(※) 現在、公益財団法人交流協会は「公益財団法人日本台湾交流協会」に、亜東関係協会は「台湾日本関係協会」に、それぞれ改称されています。

1 組合契約事業から生ずる利益の配分(四号所得)

民法上の組合契約や投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約、外国におけるこれらに類する契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益で、それらの契約に基づいて配分を受けるものについては、組合員である非居住者等の国内源泉所得とされ、源泉徴収の上、総合課税の対象とされています。

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>1 国内源泉所得の範囲</p> <p>民法に規定する組合契約など次の(1)に掲げる契約(以下「組合契約」といいます。)に基づいて恒久的施設を通じて行う事業(以下「組合契約事業」といいます。)から生ずる利益で、その組合契約に基づいて配分を受けるものが国内源泉所得に該当します。</p> <p>(1) 対象となる組合契約の範囲(所法161①四、所令281の2①)</p> <p>① 民法第667条第1項に規定する組合契約</p> <p>② 投資事業有限責任組合契約</p> <p>③ 有限責任事業組合契約</p> <p>④ 外国における①～③に類する契約</p> <p>(2) 組合契約事業から生ずる利益(所法161①四、所令281の2②)</p> <p>次の算式により計算したもののうち組合契約を締結している者(組合契約を締結していた者を含みます。</p>	<p>1 原則的取扱い</p> <p>租税条約では、事業所得条項が適用されます。租税条約において、事業所得は、非居住者等が恒久的施設を通じて事業を行う場合に、その恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ我が国で課税されます。したがって、恒久的施設が存在しない場合や、恒久的施設が存在していてもその恒久的施設に組合契約事業から生ずる利益が帰属していない場合には、その利益については我が国において課税されないことになります。</p> <p>(注)1 この取扱いは、外国居住者等所得相互免除法においても同様です(外国居住者等所得相互免除法7①)。</p> <p>2 組合契約事業は、組合員の共同事業ですから、組合契約事業の事務所等が恒久的施設に該当する場合には、全ての組合員が恒久的施設を有することになります。これは、国内法の適用においても同様です。</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>以下「組合員」といいます。)がその組合契約に基づいて配分を受けるものをいいます。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる収入</div> <div style="margin: 0 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">左の収入に係る費用(注)</div> </div> <p>(注) 所得税法第161条第1項第5号から第16号までに掲げる国内源泉所得について同法第212条第1項の規定により源泉徴収された所得税及び併せて徴収された復興特別所得税を含みます。</p> <p>2 源泉徴収</p> <p>(1) 源泉徴収義務者</p> <p>組合員である非居住者等が、組合契約事業の計算期間において生じた利益について金銭その他の資産(以下「金銭等」といいます。)の交付を受ける場合には、所得税法上、その利益の配分をする者がその利益の支払をする者とみなされ、源泉徴収義務者となります(所法212⑤)。</p> <p>なお「配分をする者」とは、配分を受けるべき組合員の全てをいいますから、組合員の全員が源泉徴収義務者となります(所基通212-6)。</p> <p>(2) 源泉徴収すべき日</p> <p>金銭等の交付をした日(計算期間の末日の翌日から2か月を経過する日までにその利益に係る金銭等の交付がされない場合には、同日)においてその金銭等に係る利益の支払があったものとみなして、源泉徴収することとなります(所法212⑤)。</p>	<p>2 租税条約上の恒久的施設</p> <p>国内法上の恒久的施設の範囲と租税条約上の恒久的施設の範囲は、異なっていることがあります。国内法上、恒久的施設に該当する場合であっても、租税条約上、恒久的施設に該当しない場合には、租税条約に関する届出書の提出により源泉徴収の必要はないこととなりますので、租税条約の規定をよく確認する必要があります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においては、日台民間取決め上の恒久的施設に相当する用語として「国内事業所等」が規定されています。租税条約による取扱いと同様に、国内法上の恒久的施設に該当するものであっても、外国居住者等所得相互免除法の国内事業所等に該当しない場合には、外国居住者等所得相互免除法に関する届出書の提出により源泉徴収の必要はないこととなります(例えば、台湾居住者等のために、国内において顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、その資産を顧客の要求に応じて引き渡す者や、専ら又は主として一の台湾居住者等のために、国内において継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者は所得税法上の恒久的施設に該当しますが、外国居住者等所得相互免除法の国内事業所等には該当しないこととされています)(所法2①八の四、所令1の2、外国居住者等所得相互免除法2六、外国居住者等所得相互免除令4④⑤)。</p>

3 外国組員に対する課税の特例

投資事業有限責任組合契約（外国におけるこれに類するものを含みます。以下、「投資組合契約」といいます。）を締結している組員である非居住者又は外国法人（以下、併せて「外国組員」といいます。）で、この投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行う外国組員のうち、次に掲げる要件を満たすものは、この投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しない外国組員とみなされます（措法41の21①）。

(1) 適用要件（措法41の21①）

- ① この投資組合契約によって成立する投資組合（以下「投資組合」といいます。）の有限責任組員であること
- ② この投資組合契約に基づいて行う事業に係る業務の執行を行わないこと
- ③ この投資組合の組合財産に対する持分割合が25%未満であること
- ④ この投資組合の無限責任組員と特殊の関係にある者でないこと
- ⑤ この投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとしたならば、恒久的施設帰属所得を有しないこと

※ この投資組合契約に基づいて行う事業につき、国内に恒久的施設を有する非居住者の平成28年分以前の所得税については、上記①から④及び「⑤ この投資組合契約に基づいて国内において事業を行っていないとしたならば、国内に恒久的施設を有しない者に該当すること」の適用要件を満たすものが、この特例の対象となります。

(2) 適用手続（措法41の21③）

一定の要件を満たす外国組員が、所定の事項を記載した書類（特例適用申告書）に、上記(1)の①から③の要件を満たすことを証する書類を添付したものを、投資組合の無限責任組員で組合利益の配分の取扱いをする者を經由して、組合利益の支払事務の取扱いを行う事務所等の所在地の所轄税務署長に提出し、かつ、原則としてその投資組合の組合契約締結の日からその提出の日まで継続して上記(1)の①から⑤の要件を満たしている場合に限り、その提出の日以後、恒久的施設を有しないものとして取り扱われます。

なお、その外国組員が上記(1)の①から⑤の要件のいずれかを満たさなくなった場合には、その満たさないこととなった日以後は、一定の事由が生じるまでの間は、この取扱いは適用されません。

2 土地等の譲渡対価（五号所得）

国内法上、非居住者等が日本国内にある土地及び建物等の不動産を譲渡した場合については、その譲受対価を支払う者が、その支払の際に源泉徴収をしなければならないこととされており、租税条約においても、その不動産の所在地国に課税権を認めるのが一般的です。

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>1 原則的取扱い</p> <p>土地等の譲渡対価については、他の資産の譲渡による所得とは区分して源泉徴収を要することとされています。</p> <p>(1) 源泉徴収義務者</p> <p>源泉徴収義務者には「土地等の譲渡対価の支払をする者」が全て含まれることになっており、給与の源泉徴収義務者となっているか否か等は影響しないので、一般の給与所得者も源泉徴収義務者となり得ます。</p> <p>ただし、居住用のために、比較的小額な不動産を譲り受けた個人に対してまで源泉徴収義務を課すことについては適当でないとの考え方から、一定の適用除外措置が講じられています。</p> <p>また、源泉徴収義務が免除されている国際復興開発銀行(世界銀行)やアジア開発銀行等の国際機関は除かれます(国際復興開発銀行協定(世銀協定)7⑨(a)他)。</p> <p>(2) 土地等の譲渡者である非居住者等</p> <p>源泉徴収は、非居住者等から土地等を譲り受けた場合に行うこととなりますが、この場合の非居住者等とは次の者をいいます。</p> <p>イ 非居住者</p> <p>国内に住所を有しない個人で国内に引き続き1年以上居所を有しない者をいいます。</p> <p>したがって、日本人であっても、海外企業への出向や海外勤務等で海外で継続して1年以上居住する予定で出国した人は、非居住者となります。</p> <p>ただし、国内に居住する外国の大使及び外交官である大公使館職員は、人的非課税とされていますので、これらの人の有する土地等の譲渡による対価については源泉徴収をする必要はありません。</p> <p>ロ 外国法人</p> <p>国内に支店を有するかどうかにかかわらず、国内に本店や主たる事務所を有しない法人をいいます。</p> <p>なお、土地等の譲渡対価に係る源泉徴収については、所得税法第13条第1項ただし書に規定する信託で、国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものを除き、「恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る源泉徴収免除制度」の適用はありません(所法180①)。</p>	<p>租税条約では、土地等の譲渡による所得については、その土地等の所在地国に課税権を与える源泉地国課税が通例とされています。</p> <p>我が国が締結した租税条約の多くは、不動産の譲渡等について別途規定を設けており、その適用に当たっては、各国の租税条約を個々に検討する必要があります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においては、土地等の譲渡による所得は軽減又は非課税の対象とされていませんので、台湾居住者等が国内にある土地等を譲渡した場合の譲渡対価については、国内法に基づき源泉徴収の対象となります。</p>

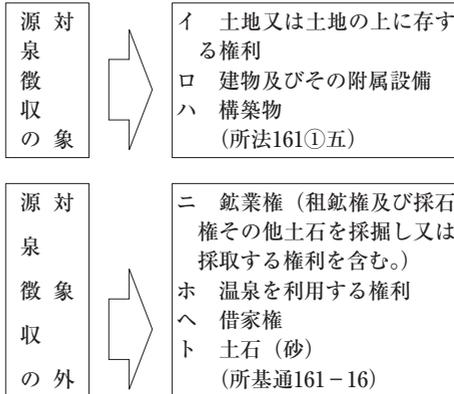
国内法による取扱い

租税条約による取扱い

(3) 土地等の範囲

「土地等」を源泉徴収の対象となるものとならないものと区分すると、右の図ようになります。

【土地等の区分と源泉徴収】



2 源泉徴収を要しないもの

土地等の譲渡対価の額が1億円以下で、その土地等を個人が自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けたものである場合には、その個人が支払う譲受対価については、源泉徴収をする必要はないことになっています(所令281の3)。
 (注) 「個人の居住用」であるということが要件となっているため、譲受者が法人の場合は、源泉徴収をすることとなります。

3 人的役務の提供事業の対価（六号所得）

人的役務の提供を主たる内容とする事業の対価については、国内法上は、一般の事業所得と区分し別個の国内源泉所得として特掲していますが、租税条約上は、一般の事業所得と同様に整理されています。

ただし、芸人や職業運動家の役務提供が事業として行われる場合には、特別な規定を設けて、役務提供地国における課税権を認める方法が採られている例が多くなっています。

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>1 原則的取扱い</p> <p>(1) 課税対象所得の内容・範囲</p> <p>国内源泉所得として課税対象となるのは、人的役務の提供を主たる内容とする事業で、その人的役務の提供が国内において行われる場合のその対価に限られます(所法161①六)。</p> <p>したがって、日本の企業が国外で非居住者等から役務の提供を受けた場合の対価については、国内源泉所得には該当しません。</p> <p>また、源泉徴収の対象となる人的役務の提供事業の対価は、次の役務提供を主たる内容とする事業に係るものに限られています(所令282)。</p> <p>① 映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務提供を主たる内容とする事業</p> <p>② 弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者の役務提供を主たる内容とする事業</p> <p>③ 科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者のその知識又は技能を活用して行う役務提供を主たる内容とする事業</p> <p>(注)1 これらの人的役務の提供とは、その役務提供事業者(個人)が行う自己の人的役務の提供ではなく、例えば、自己が雇用又は支配下に置く芸能人や雇用契約等のない第三者など、自己以外の他の者による役務提供をいいます。</p> <p>2 その事業が、人的役務の提供を主たる内容とする事業であるかどうかについては、その外国企業等の営む主要業種いかににかかわらず、我が国の国内における人的役務の提供に関する契約ごとに、その契約に基づく人的役務の提供が上記①から③までの事業に該当するかどうかで判断します(所基通161-20)。</p>	<p>1 原則的取扱い</p> <p>租税条約の多くは国内法とは異なった取扱いをしており、人的役務の提供事業の対価を「企業の利得」又は「産業上又は商業上の利得」としてとらえています。そのような条約の場合には、恒久的施設を通じて事業を行わない限り、原則として、日本の租税は免除されることとなります。</p> <p>(注) この取扱いは、外国居住者等所得相互免除法においても同様です(外国居住者等所得相互免除法7①)。</p> <p>2 芸能人等の人的役務提供事業の対価の取扱い</p> <p>人的役務提供事業の中でも芸能人又は運動家の役務提供事業の対価については、恒久的施設の有無にかかわらず役務提供地国において課税することとしている条約が多くなっています。</p> <p>ただし、租税条約には、免税規定が設けられているものもありますので注意が必要です。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においては、芸能人又は運動家の役務提供事業の対価は軽減又は非課税の対象とされていませんので、台湾居住者等が国内で行った芸能人又は運動家の役務提供事業の対価については、国内法に基づき源泉徴収の対象となります。</p>

(2) 具体的な判定

イ 著作権等の使用料との区分

芸能人の役務提供を主たる内容とする事業の対価であっても、その実演に係る録音物の増製又は放送について支払う対価で、その実演についての役務提供の対価と区分して別途支払われるものは、著作隣接権の使用料（十一号所得）に該当します。

ただし、上記の対価が区分されていない場合やその実演の対価と一括して支払われる場合には、その全額を人的役務の提供事業の対価としてとらえることとなります（所基通161-22）。

ロ 個人の人的役務提供の対価（報酬）との関係

非居住者が、次に掲げるような者を伴って国内で自己の役務の提供をした場合に支払われる報酬は、個人の人的役務の対価（十二号所得）に該当します（所基通161-21）。

- ① 弁護士、公認会計士等の自由職業者の事務補助者
- ② 映画又は演劇の俳優、声楽家等の芸能人のマネージャー、伴奏者、美容師
- ③ プロボクサー、プロレスラー等の職業運動家のマネージャー、トレーナー
- ④ 通訳、秘書、タイピスト

ハ その他

① 損害賠償金等

人的役務の提供事業の対価に代わる性質を有する損害賠償金その他これに類するもの（遅延利息等）も、人的役務の提供事業の対価に該当します（所基通161-46）。

② 旅費、滞在費等

人的役務を提供する者のその役務を提供するために要する往復の旅費や国内の滞在費等も、人的役務の提供事業の対価に該当します。

ただし、その費用を、その対価の支払者が航空会社やホテル等に直接支払い、かつ、その金額が通常必要と認められる範囲内のものである場合には、この限りではありません（所基通161-19）。

2 源泉徴収を要しないもの

映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務提供事業の対価のうち不特定多数の者から支払われるものについては、源泉徴収をする必要はありません（所法212①、所令328一）。

4 不動産の賃貸料等（七号所得）

我が国に不動産等の資産を所有している非居住者等が、この資産を他に賃貸し、その対価を得ている場合には、その賃貸料等は、我が国における国内源泉所得として課税の対象とされます。

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>1 不動産の賃貸料等の範囲</p> <p>不動産の賃貸料等とは、次に掲げるものをいいます（所法161①七）。</p> <p>なお、不動産の賃貸料等に代わるものとして支払われる賠償金等についても、不動産の賃貸料等に含まれることとされています。</p> <p>① 国内にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価</p> <p>② 採石法の規定による採石権の貸付けによる対価</p> <p>③ 鉱業法の規定による租鉱権の設定による対価</p> <p>④ 居住者又は内国法人に対する船舶又は航空機の貸付けによる対価</p> <p>2 「船舶又は航空機の貸付けによる対価」の意義</p> <p>船体又は機体の賃貸借であるいわゆる裸用船(機)契約に基づき支払を受ける対価をいいます。</p> <p>なお、乗組員とともに船体又は機体を利用させるいわゆる定期用船(機)契約又は航海用船(機)契約に基づき支払を受ける対価は、運送事業の所得(所法161③)に該当することになります(所基通161-26)。</p> <p>(注) 船舶又は航空機の貸付けに伴う技術指導等の役務対価</p> <p>船舶又は航空機の貸付けをしたことに伴い、その船舶又は航空機の運航又は整備に必要な技術指導をするための役務提供をした場合には、その貸付けに係る契約書等においてそ</p>	<p>1 所得源泉地</p> <p>租税条約では、不動産の賃貸料による所得については、その不動産の所在地国にも課税権を認めているのが一般的です。</p> <p>また、我が国の締結した租税条約の多くは事業所得条項に優先して、不動産所得に関する条項を適用することとしており、恒久的施設の有無やその所得が恒久的施設に帰属するかどうかにかかわらず、その不動産の所在地国でも課税できることとされています。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても、不動産の賃貸料による所得は軽減又は非課税の対象とされていませんので、台湾居住者等が支払を受ける国内にある不動産の賃貸料等については、国内法に基づき源泉徴収の対象となります。</p> <p>2 船舶及び航空機の賃貸料</p> <p>租税条約においては、船舶及び航空機の裸用船(機)契約に基づく賃貸料を不動産の賃貸料として取り扱っていないのが一般的であり、使用料条項において、「設備の使用料」又は「船舶・航空機の裸用船(機)料」と規定されているか、使用料条項にこれらの規定がない場合には、通常、事業所得条項が適用されます。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても、船舶及び航空機の裸用船(機)契約に基づく賃貸料については、事業所得条項が適用される租税条約の場合と同様に取り扱われます(外国居住者等所得相互免除法7①)。</p> <p>また、国際運輸業所得については、その事業を営む企業の本国でのみ課税</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>の貸付けに係る対価の額とその役務提供に係る対価の額とが明確に区分されているときを除き、その対価の額の全部が「船舶又は航空機の貸付けによる対価」に該当します(所基通161-27)。</p> <p>3 源泉徴収を要しないもの</p> <p>不動産の賃貸料のうち、土地、家屋等を自己又はその親族の居住の用に供するために借り受けた個人が支払うものは、源泉徴収をする必要はありません(所法212①、所令328二)。</p>	<p>し、源泉地国での課税は免除しているのが一般的です。このような条項が置かれている場合には、その点についても注意する必要があります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても、台湾居住者等が営む国際運輸業に係る国内源泉所得については、我が国において非課税とされています(外国居住者等所得相互免除法11①)。</p>

5 利子等(八号所得)

非居住者等が收受する公社債や預貯金などの利子等(国内源泉所得)については、その支払を受ける者が恒久的施設を有しているかどうか、また、その利子等が受領者の恒久的施設に帰せられるものであるかどうかにかかわらず、利子等の支払者は、原則として、その支払の際に源泉徴収をする必要があります。

一方、我が国の締結した租税条約の多くは、源泉地国と居住地国との双方が課税権を有する方式を採用しています。

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>1 利子等の範囲</p> <p>源泉徴収の対象となる利子等とは、次に掲げるものをいいます(所法161①八)。</p> <p>イ 公社債のうち、日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子</p> <p>この場合、「内国法人の発行する債券」には、振替記載等をしたため現に債券の存在しない社債等も含まれます(所基通161-13、161-28)。</p> <p>ロ 外国法人の発行する債券の利子のうちその外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に帰せられるもの</p>	<p>1 利子等の範囲</p> <p>所得税法上は、公社債の利子、預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配について「利子等(八号所得)」と規定し、「貸付金の利子(十号所得)」とは区分して規定していますが、租税条約上はこれらの利子等を同一のカテゴリーに属するものとして包括的に規定している例が多くなっています。</p> <p>我が国が締結した租税条約においては、債務者の居住地国を所得の源泉地国とする債務者主義が一般的となってい</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>ハ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下「営業所」といいます。)に預け入れられた預貯金の利子</p> <p>ニ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配</p> <p>2 割引債の償還金に係る差益金額の取扱い 割引債の償還金に係る差益金額は、「国内にある資産の運用又は保有による所得(二号所得)」とされているので、ここでいう利子等には該当しません。</p> <p>ただし、措置法第41条の12の規定により同条に規定する一定の割引債の償還差益については、18.378% (一部のものは16.336%)の税率で源泉徴収を要することとされています。また、措置法第41条の12の2の規定により同条に規定する一定の割引債の償還金に係る差益金額については、15.315%の税率で源泉徴収を要することとされています。</p>	<p>ます。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても、所得税法上の「利子等(八号所得)」及び「貸付金の利子(十号所得)」を同一のカテゴリーに属するものとして包括的に規定しています(外国居住者等所得相互免除法において「対象利子」と定義されています。)(外国居住者等所得相互免除法15²⁹二)。また、外国居住者等所得相互免除法においても、債務者主義が採用されています(外国居住者等所得相互免除法15³⁰³¹)。</p> <p>2 割引債の償還金に係る差益金額の取扱い 割引債の償還金に係る差益金額については、利子等として取り扱っている条約を締結している国と特段の規定がない条約を締結している国とがありますが、これらを区分すると次のページの図2のとおりとなります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においては、割引債の償還金に係る差益金額は、「対象利子」に該当し、利子等として取り扱われることとなります(外国居住者等所得相互免除法15²⁹二)。</p> <p>なお、国内法に基づき源泉徴収が行われる割引債のこれらの区分別の課税関係は、次のようになります。</p>
<p>(1) 利子等として取り扱っている国 割引債の償還金に係る差益金額について、租税条約に基づく所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けるためには、償還金の支払を受ける者が「租税条約に関する届出書」(添付書類が必要な場合にはその添付書類を含みます。)を、償還金が支払われる日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して源泉徴収義務者の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>なお、一定の割引債(預金保険の対象となる長期信用銀行債等及び農林債など)の償還差益については、割引債の発行時に18.378% (特定のものは16.336%)の税率で源泉徴収をし、償還時に償還金の支払を受ける者が「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書」を源泉徴収義務者を經由して源泉徴収義</p>	

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>務者の所轄税務署長へ提出することにより、租税条約上の限度税率との差額について還付されます。</p> <p>(注) 割引債の償還金に係る差益金額について外国居住者等所得相互免除法に基づく所得税及び復興特別所得税の軽減又は非課税を受けるためには、償還金の支払を受ける台湾居住者等が「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」(添付書類が必要な場合にはその添付書類を含みます。)を、償還金が支払われる日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して源泉徴収義務者の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>また、一定の割引債の償還差益については、償還金の支払を受ける台湾居住者等が「外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書」を源泉徴収義務者を經由して源泉徴収義務者の所轄税務署長へ提出することにより、外国居住者等所得相互免除法の適用を受けた後の税額との差額について還付されます。</p> <p>(2) 我が国の国内法を適用</p> <p>租税条約上の規定がないか、又は租税条約のその他所得条項の適用により源泉地国課税が認められる場合には、原則、割引債の償還時にその償還金の差益金額に15.315%により源泉徴収を行う必要があります(措法41の12の2)。なお、一定の割引債は、発行時に18.378%の税率(特定のものは16.336%)により源泉徴収を行う必要があります(措法41の12)。</p> <p>(3) その他の所得に該当し、居住地国課税</p> <p>租税条約上のその他所得条項の適用により居住地国のみで課税となる場合には、割引債の償還金が支払われる日の前日までに所定の手続を経ることにより、その償還金に係る差益金額について租税条約の定めるところにより免税となりますので、源泉徴収を行う必要がありません。</p> <p>また、一定の割引債は、発行時に18.378%(特定のものは16.336%)の税率でいったん源泉徴収をし、償還時に所定の手続を経た後、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の全額が還付され、最終的に免税となります。</p>	

(図2) 【割引債の償還差益の取扱い】

<p>利子等として取り扱って いる国等</p>	<p>アイルランド、アゼルバイジャン、アメリカ、アラブ首長国連邦、アルメニア、イギリス、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア(条約発効後)、オーストラリア、オーストリア(新条約発効後)、オマーン、オランダ、カザフスタン、カタール、カナダ、キルギス、クウェート、サウジアラビア、ザンビア、ジョージア、シンガポール、スイス、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、タイ、大韓民国、タジキスタン、チェコ、中華人民共和国、チリ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ハンガリー、バングラデシュ、フィリピン、フランス、ブルガリア、ブルネイ、ベトナム、ベラルーシ、ベルギー(新条約発効後)、</p>
-----------------------------	--

利子等として取り扱っている国等	ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ共和国、メキシコ、モルドバ、ラトビア、リトアニア(条約発効後)、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、台湾
我が国の国内法を適用(日本で課税)	エジプト、オーストリア(新条約発効前)、ガンジー、ケイマン、サモア、ジャージー、スリランカ、バハマ、バミューダ、英領バージン諸島、フィジー、ブラジル、マカオ、マン島、リヒテンシュタイン
居住地国課税(日本で免税)	スペイン、フィンランド、ベルギー(新条約発効前)

6 配当等(九号所得)

非居住者等が内国法人から受ける所得税法第24条第1項に規定する剰余金の配当等は、国内源泉所得として源泉徴収を要することとされています。

なお、配当等に対する課税の考え方は各国とも異なっており、租税条約上の規定もまちまちとなっています。

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>1 配当等の範囲</p> <p>源泉徴収の対象となる配当等とは、次に掲げる配当等をいいます(所法24、161①九)。</p> <p>① 内国法人から受ける所得税法第24条第1項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息</p> <p>② 国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます)又は特定受益証券発行信託の収益の分配</p> <p>2 上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率の特例制度</p> <p>非居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等については、15.315%の源泉徴収税率が適用されることとされています。</p>	<p>1 課税対象所得の範囲</p> <p>配当等に対する課税方法については、国によって考え方が異なっていることから、租税条約上の規定もまちまちとなっていますが、課税対象とする配当等の定義については、おおむね国内法と同一のものとなっています。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においては、同法の軽減の対象となる配当等は「対象配当」と定義されており、その範囲はおおむね国内法の配当等と同一となっています(外国居住者等所得相互免除法15²⁹一)。</p> <p>2 限度税率等</p> <p>配当等については、多くの租税条約では源泉地国と居住地国の双方で課税できる旨を規定しています。</p> <p>また、一定の親子会社間の配当については、進出する企業等が支店形態で進出する場合と現地法人の形態で進出する場合とでアンバランスが生じないようにするため、別途規定しているものが多く、この場合の限度税率は10%</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
	<p>又は5%が通例となっていますが、日米租税条約、日英租税条約、日独租税協定、日仏租税条約、日オランダ租税条約、日スイス租税条約、日スウェーデン租税条約、日ニュージーランド租税条約などのように、一定の居住者につき免税としているものもあります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても、我が国の国内源泉所得である配当等は源泉地国である我が国において課税できることとされています。なお、同法には、親子会社間の配当について別途の規定はなく、一律10%の軽減税率とされています(外国居住者等所得相互免除法15①等)。</p>

7 貸付金の利子(十号所得)

国内法では、国内で業務を営んでいる者に対するその国内の業務に使用される貸付金等の利子については、その債務者がその利子を支払う際に源泉徴収をすることとされており、いわゆる使用地主義を採っています。

これに対し、租税条約では、債務者の居住地を源泉地とする、いわゆる債務者主義を採っているものが一般的です。

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>1 貸付金の利子の範囲</p> <p>次に掲げる貸付金(これに準ずるものを含みます。)の利子(一定の債券の買戻又は売戻条件付売買取引から生ずる一定の差益を含みます。)が源泉徴収の対象となります(所法161①十、所基通161-30)。</p> <p>① 債務者の国内業務に関する貸付金等</p> <p>② 貸付金、預け金、前払金等の名称のいかんを問わずその実質が貸付金であるもの及びこれに準ずるもの</p>	<p>1 貸付金の利子の租税条約上の区分</p> <p>租税条約においては、「貸付金の利子」もいわゆる「利子」として預貯金等の利子と同様に取り扱われます。</p> <p>(注) この取扱いは、外国居住者等所得相互免除法においても同様です(外国居住者等所得相互免除法15②九)。</p> <p>2 所得源泉地</p> <p>租税条約における「利子」の課税方式は、債務者主義と使用地主義とに区分されます。</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>③ 預け金のうち国内にある営業所に預けられた預貯金以外のもの</p> <p>④ 保証金、敷金その他これらに類する債権</p> <p>⑤ 前渡金その他これに類する債権</p> <p>⑥ 他人のために立替払をした場合の立替金</p> <p>⑦ 取引の対価に係る延払債権</p> <p>⑧ 保証債務を履行したことに伴って取得した求償権</p> <p>⑨ 損害賠償金に係る延払債権</p> <p>⑩ 当座貸越に係る債権</p> <p>2 課税の対象とならないもの</p> <p>次に掲げるような貸付金の利子については、源泉徴収をする必要はありません。</p> <p>(1) 船舶又は航空機の購入資金 非居住者等の業務の用に供される船舶又は航空機の購入のために、その非居住者等に対して提供された貸付金の利子（所令283②）。</p> <p>(2) 国外業務に係る貸付金の利子 国外において業務を行う者に対して提供された貸付金で、その国外において行う業務に係るものの利子（所基通161-29）。</p> <p>(注) 特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）において経理された預金等（借入金を含みます。）の利子及び外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の非課税制度については、269ページを参照。</p>	<p>債務者主義とは、債務者の居住地国を所得の源泉地国とする方式であり、使用地主義とは、貸付金等の使用の場所の所在地国を所得の源泉地国とする方式です。</p> <p>「貸付金の利子」については、我が国の所得税法では使用地主義を採っていますが、我が国が締結した租税条約においては、他の「利子」と同様に債務者主義が一般的となっています。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても、債務者主義が採用されています（外国居住者等所得相互免除法15³⁰③④）。</p> <p>なお、「利子」が生じた締約国において恒久的施設又は固定的施設を通じて独立の活動を行う場合であって、その「利子」がそれらの施設と実質的に関連する場合には、その施設の存在する国のみが課税権を有する旨を規定している租税条約もあります。</p>

8 使用料等（十一号所得）

国内法では、非居住者等が国内において業務を行う者から支払を受ける工業所有権、著作権等の使用料又は譲渡の対価で、その支払者の国内業務に係るものについては、国内源泉所得として源泉徴収を要することとされており、いわゆる使用地主義を採っています。

これに対し租税条約では、債務者の居住地国を源泉地とする、いわゆる債務者主義を採っているものが一般的です。

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>1 使用料等の範囲</p> <p>非居住者等が国内において業務を行う者から支払を受ける次に掲げる使用料又は譲渡の対価で、その支払者の国内業務に係るものが、源泉徴収の対象とされています(所法161①十一)。</p> <p>① 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの使用料又はその譲渡の対価</p> <p>② 著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含みます。)の使用料又はその譲渡の対価</p> <p>③ 機械、装置、車両、運搬具、工具、器具及び備品の使用料</p> <p>2 「国内業務に係るもの」の意義</p> <p>「国内業務に係るもの」とは、国内において業務を行う者に対して提供・供与された工業所有権等のうち、その国内において行う業務の用に供されている部分に対応するものをいいます。</p> <p>したがって、例えば、日本の企業が提供を受けた工業所有権等を、国外において業務を行う他の者(再実施権者)のその国外における業務の用に供することにより、外国の企業に対して支払う使用料(再実施権者の使用に係る部分に限ります)は、国内源泉所得に該当しないこととなります(所基通161-33)。</p> <p>また、日本の企業が外国の企業に支払う機械、器具等の使用料であっても、その機械、器具等が日本国外においてのみ使用されるときは、国内源泉所得には該当しないこととなります。</p>	<p>1 所得源泉地</p> <p>我が国が締結した租税条約の多くは、使用料については受領者の居住地国において課税することを前提としながら、所得源泉地国においても課税できる旨を規定しています。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても、我が国の国内源泉所得である使用料については源泉地国である我が国において課税できることとされています(外国居住者等所得相互免除法15①)。</p> <p>なお、日米租税条約、日英租税条約、日オーストリア租税条約(新条約発効後)、日オランダ租税条約、日スイス租税条約、日スウェーデン租税条約、日独租税協定、日仏租税条約、日ベルギー租税条約(新条約発効後)、日ラトビア租税条約、日リトアニア租税条約(条約発効後)及び日露租税条約(新条約発効後)においては、源泉地国免税とされています(その使用料の支払の基因となった権利又は財産が恒久的施設と実質的な関連を有するものを除きます)。</p> <p>使用料の所得源泉地に関する規定(ソースルール)は、我が国が締結している租税条約をみると次のように分類することができます。</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い										
<p>3 「使用料又は譲渡の対価」の意義</p> <p>「使用料又は譲渡の対価」とは、工業所有権等の実施、使用、採用、提供、伝授又は工業所有権等に係る実施権若しくは使用権の設定、許諾若しくはその譲渡の承諾について支払を受ける対価の一切をいいます。</p> <p>また、著作権の使用料とは、著作物の複製、上演、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物の利用又は出版権の設定につき支払われる対価の一切をいいます(所基通161-35)。</p> <p>つまり、使用料という名目にとらわれず、支払の実質が使用料の性質を持っているかどうかによって判断する必要があります。したがって、ランニングロイヤリティはもちろんのこと、頭金(イニシャルペイメント)等もこれに含まれます。</p> <p>4 「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」の意義</p> <p>「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別な技術的価値を有する知識及び意匠等をいいます。</p> <p>したがって、ノーハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された</p>	<table border="1" data-bbox="611 212 983 951"> <thead> <tr> <th data-bbox="611 212 757 256">区 分</th> <th data-bbox="757 212 983 256">条 約 締 結 国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="611 256 757 349">債務者主義を採っている条約締結国</td> <td data-bbox="757 256 983 349">下記以外の58か国^(注)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 349 757 442">使用地主義を採っている条約締結国</td> <td data-bbox="757 349 983 442">フィジー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 442 757 652">特に規定を置かない条約締結国(国内法による使用地主義)</td> <td data-bbox="757 442 983 652">アイルランド、オーストリア(新条約発効前)、ガンジー、ケイマン、サモア、ジャージー、スリランカ、パナマ、バハマ、バミューダ、英領バージン諸島、マカオ、マン島、リヒテンシュタインの14か国</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 652 757 951">使用料について一律源泉地国免税とする条約締結国</td> <td data-bbox="757 652 983 951">アメリカ、イギリス、オーストリア(新条約発効後)、オランダ、スイス、スウェーデン、ドイツ、フランス、ベルギー(新条約発効後)、ラトビア、リトアニア(条約発効後)及びロシア(新条約発効後)の12か国</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 台湾(外国居住者等所得相互免除法による取扱い)、ベルギー(新条約発効前)、エストニア(条約発効後)及びロシア(新条約発効前)を含みます。</p> <p>2 使用料等の範囲</p> <p>(1) 工業所有権等</p> <p>OECDモデル条約では、工業所有権等の使用料について、「特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上・商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金」と定義しており(同モデル条約第12条第2項)、我が国が締結し</p>	区 分	条 約 締 結 国	債務者主義を採っている条約締結国	下記以外の58か国 ^(注)	使用地主義を採っている条約締結国	フィジー	特に規定を置かない条約締結国(国内法による使用地主義)	アイルランド、オーストリア(新条約発効前)、ガンジー、ケイマン、サモア、ジャージー、スリランカ、パナマ、バハマ、バミューダ、英領バージン諸島、マカオ、マン島、リヒテンシュタインの14か国	使用料について一律源泉地国免税とする条約締結国	アメリカ、イギリス、オーストリア(新条約発効後)、オランダ、スイス、スウェーデン、ドイツ、フランス、ベルギー(新条約発効後)、ラトビア、リトアニア(条約発効後)及びロシア(新条約発効後)の12か国
区 分	条 約 締 結 国										
債務者主義を採っている条約締結国	下記以外の58か国 ^(注)										
使用地主義を採っている条約締結国	フィジー										
特に規定を置かない条約締結国(国内法による使用地主義)	アイルランド、オーストリア(新条約発効前)、ガンジー、ケイマン、サモア、ジャージー、スリランカ、パナマ、バハマ、バミューダ、英領バージン諸島、マカオ、マン島、リヒテンシュタインの14か国										
使用料について一律源泉地国免税とする条約締結国	アメリカ、イギリス、オーストリア(新条約発効後)、オランダ、スイス、スウェーデン、ドイツ、フランス、ベルギー(新条約発効後)、ラトビア、リトアニア(条約発効後)及びロシア(新条約発効後)の12か国										

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>生産方式、デザインもこれに含まれますが、海外における技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しません（所基通161-34）。</p> <p>5 特許権侵害等により支払われる和解金等</p> <p>特許権の侵害があった場合に支払われる損害賠償金や和解金については、その実質が使用料に代えて支払われるものが多く、そのようなものは使用料として取り扱うことになっています（所基通161-46）。</p> <p>6 課税の対象とならないもの</p> <p>(1) 実費程度の場合</p> <p>支払う対価が、人的役務の提供のために要した経費に通常の利潤を加算した金額に満たないときは、その支払金額が技術の使用回数・期間・生産高等に応じて計算されていない限り、使用料課税の対象とはしないこととされています（所基通161-36）。</p> <p>(2) 使用料のほか技術者の給料等を支払う場合</p> <p>イ 工業所有権等又は著作権の提供契約に基づき使用料を支払う場合において、次のような実費を併せて支払うときは、それらが契約書、請求書等において明確に区分されている限りその実費相当部分は課税対象とはなりません（所基通161-37(1)～(3)）。</p> <p>これに対して、これらの費用が区分されることなく一括して支払われるときは、その全額が使用料として</p>	<p>た租税条約の多くも、同モデル条約の定義を採用しています。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても同様です（外国居住者等所得相互免除法においては、同法の軽減の対象となる使用料は「対象使用料」と定義されています。）（外国居住者等所得相互免除法15²⁹三）。</p> <p>(2) 著作権</p> <p>OECDモデル条約では、「著作権」の範囲を、「文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権」と定義しています（同モデル条約第12条第2項）が、我が国が締結した租税条約の多くも、同モデル条約の定義を採用しています。</p> <p>なお、映画フィルム（ラジオ放送用・テレビジョン放送用のフィルム又はテープを含みます。以下同じです。）の使用料については、おおむね</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所得とするもの ② 事業所得の範囲から除外しているもの ③ 使用料とするもの ④ それぞれの国の国内法の取扱いによるもの <p>に分かれています。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても同様です。なお、映画フィルムの使用料も、同法の軽減の対象となる使用料（対象使用料）に含まれます（外国居住者等所得相互免除法15²⁹三）。</p> <p>(3) 機械・装置</p> <p>租税条約において機械・装置の使用料（いわゆるリース料）に対する課税関係は、次の3つに大別されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所得とするもの（恒久的施設

国内法による取扱い	租税条約による取扱い								
<p>課税の対象とされることとなります。</p> <p>① 工業所有権等の提供者が自ら又は技術者を派遣して日本国内において人的役務を提供するために要する費用</p> <p>② 技術習得のために派遣された技術者に対して技術を伝授するために要する費用</p> <p>③ 提供する図面、型紙、見本等を作成するための実費相当額</p> <p>ロ 映画フィルムやテレビ放送用フィルム、ビデオテープの提供契約に基づいてこれらの物とともに提供されるスチール写真等の広告宣伝材料の代金で、その広告宣伝材料の作成のための実費程度と認められるものについては、それが契約書、請求書等で使用料と明確に区分されていれば課税の対象としないこととされています（所基通161-37(4)）。</p>	<p>がなければ課税しない。)</p> <p>② 使用料の範囲から除いているもの</p> <p>③ 使用料とするもの</p> <p>(注) 1 一部の租税条約においては、使用料を文化的使用料と工業的使用料に区分して定義し、文化的使用料について課税を免除しているものがあります。</p> <p>2 外国居住者等所得相互免除法において、機械・装置の使用料（いわゆるリース料）は、同法の軽減の対象となる使用料（対象使用料）の範囲から除かれています（外国居住者等所得相互免除法15②三）。</p> <p>3 譲渡の対価</p> <p>工業所有権等の譲渡益（キャピタルゲイン）については、国内法では使用料と同様に取り扱われていますが、我が国の締結した租税条約では、キャピタルゲインに関する取扱いはまちまちとなっており、次のように大別することができます。</p> <table border="1" data-bbox="602 978 981 1449"> <thead> <tr> <th data-bbox="602 978 792 1046">区 分</th> <th data-bbox="792 978 981 1046">条 約 締 結 国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="602 1046 792 1142">譲渡収益を使用料と同様に取り扱う条約締結国</td> <td data-bbox="792 1046 981 1142">シンガポール、大韓民国、デンマーク、ベトナム等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="602 1142 792 1270">真正(完全)な譲渡以外の譲渡対価を使用料とする条約締結国</td> <td data-bbox="792 1142 981 1270">スペイン、ベルギー（新条約発効前）、メキシコ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="602 1270 792 1449">工業所有権等の譲渡対価についても他の財産(動産)の譲渡対価と同様に取り扱う条約締結国</td> <td data-bbox="792 1270 981 1449">アイルランド、アメリカ、イタリア、オーストラリア、オランダ、スイス、スウェーデン、中華人民共和国等^(注2)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	条 約 締 結 国	譲渡収益を使用料と同様に取り扱う条約締結国	シンガポール、大韓民国、デンマーク、ベトナム等	真正(完全)な譲渡以外の譲渡対価を使用料とする条約締結国	スペイン、ベルギー（新条約発効前）、メキシコ	工業所有権等の譲渡対価についても他の財産(動産)の譲渡対価と同様に取り扱う条約締結国	アイルランド、アメリカ、イタリア、オーストラリア、オランダ、スイス、スウェーデン、中華人民共和国等 ^(注2)
区 分	条 約 締 結 国								
譲渡収益を使用料と同様に取り扱う条約締結国	シンガポール、大韓民国、デンマーク、ベトナム等								
真正(完全)な譲渡以外の譲渡対価を使用料とする条約締結国	スペイン、ベルギー（新条約発効前）、メキシコ								
工業所有権等の譲渡対価についても他の財産(動産)の譲渡対価と同様に取り扱う条約締結国	アイルランド、アメリカ、イタリア、オーストラリア、オランダ、スイス、スウェーデン、中華人民共和国等 ^(注2)								

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
	<p>(注) 1 源泉地国課税（債務者主義・使用地主主義）・居住地国課税のいずれを採っているかは租税条約の規定により異なります。</p> <p>2 台湾を含みます（外国居住者等所得相互免除法による取扱い）。なお、外国居住者等所得相互免除法では、居住地国課税（源泉地国である我が国において非課税）が採用されています（外国居住者等所得相互免除法19①）。</p>

9 給与等の人的役務の提供に対する報酬等（十二号所得）

国内法では、給与等の人的役務の提供に対する報酬等については、原則として、国内において役務の提供が行われたものを国内源泉所得として源泉徴収をすることとされています。

これに対し租税条約では、人的役務の提供による報酬等を、給料等の雇用契約に基づくものと、自由職業者等の事業所得に該当するものとに分類して規定し、給与等については短期滞在者を源泉地国免税、自由職業者等については芸能人等に該当する者を除き恒久的施設がなければ源泉地国免税としているのが一般的です。

なお、この所得は、非居住者が自己の役務の提供に基づき取得するものであり、他人の役務を提供することを目的とした人的役務の提供事業の対価（六号所得）とはその内容を異にしています。

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>1 給与、報酬等の範囲</p> <p>次に掲げる個人の人的役務の提供の対価は、国内源泉所得に該当し（所法161①十二）、源泉徴収をする必要があります。</p> <p>① 俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与のうち、国内において行う勤務に基因するもの</p> <p>② 人的役務の提供に対する報酬のう</p>	<p>1 概要</p> <p>租税条約では、人的役務の提供の対価等を雇用契約等に基づく役務提供に係るものと、雇用契約等に基づかない自由職業者等の役務提供に係るものとに区分して規定しています。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても同様です（外国居住者等所得相互免除法20～22、23～25）。</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>ち、国内において行う人的役務の提供に基因するもの</p> <p>③ 退職手当等のうち、受給者が居住者であった期間に行った勤務その他の人的役務の提供に基因するもの</p> <p>④ 公的年金等（外国の法令等に基づく年金等を除きます。）</p> <p>2 給与等（雇用契約等に基づく役務提供に対するもの）に対する課税</p> <p>(1) 原則的取扱い</p> <p>給与等については、原則として、その勤務（役務提供）が日本国内で行われた場合に、我が国において課税することとされています。</p> <p>したがって、国外における勤務等に対する給与等については、我が国においては課税されないこととなります。</p> <p>また、その勤務が国内及び国外の双方にわたって行われた場合には、その給与等の総額のうち、国内において行った勤務に対応する部分の金額が課税対象となり、原則として、次の算式により計算することになります（所基通161-41）。</p> <p>【算式】</p> $\text{（給与等の総額）} \times \frac{\text{（国内において行った勤務の期間）}}{\text{（給与等の計算の基礎となった期間）}}$ <p>(2) 役員に対する特例</p> <p>イ 法人の所在地国での課税</p> <p>役員は、非常勤役員として取締役会に出席するのみで日常の業務に直接関与しない場合、あるいは単に役員に名前を連ねているのみの場合も少なくないほか、合弁企業や親子会</p>	<p>2 給与等（雇用契約等に基づく役務提供に対するもの）に対する課税</p> <p>(1) 原則的取扱い</p> <p>給与等については、国内法と同様に、原則として、役務提供が行われた国で課税することとされていますが、租税条約では、人的交流の促進等の観点から、短期滞在者や交換教授、留学生、事業修習者等について、一定の条件の下に源泉地国免税とするなどの特例を設けています（296ページの(3)以降を参照してください）。</p> <p>なお、これらの特例に該当しない場合には、その給与、報酬について国内法に基づき、20.42%の税率により源泉徴収することになります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法による取扱いについては、次の(2)以降の各(注)を参照してください。</p> <p>(2) 役員に対する特例</p> <p>我が国が締結した租税条約でも、国内法と同様に、役員については、その役務提供地ではなく法人の居住地（所在地）国で課税できる旨を規定しているのが一般的です。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法に</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>社間を往来するなど、実際の役務提供の場所の判定が困難なケースが少なくありません。また、役員としての役務については、企業経営という職務の性質からみて、その所得の源泉地を実際の役務提供地国に限定することは妥当でないとも考えられます。このようなことから、役員に対する報酬については、次の口を除いて、法人の所在地国において課税することとしています（所法161①十二イ）。</p> <p>口 内国法人の使用人として常時国外勤務を行う場合</p> <p>内国法人の役員としての勤務で、国外において行うものであっても内国法人の使用人（海外にある支店などの長）として常時勤務するような場合に受ける役員報酬については、一般の使用人が勤務した場合と同様に国内源泉所得としないことになっています（所令285①一括弧書、所基通161-42）。</p> <p>また、内国法人の役員が国外にある法人の子会社に常時勤務する場合において、次に掲げるいずれの要件も備えているときの役員報酬についても、国内源泉所得とされないうことになっています（所基通161-43）。</p> <p>① その子会社の設置が現地の特殊事情に基づくものであって、その子会社の実態が内国法人の支店、出張所と異ならないものであること。</p> <p>② その役員の子会社における勤務が内国法人の命令に基づくものであって、その内国法人の使用人としての勤務であると認められること。</p>	<p>においても、内国法人の役員として行う勤務に基因する給与は非課税の対象とされていませんので、台湾居住者等である内国法人の役員がその内国法人の役員として行う勤務につき受ける給与は、国内法に基づき源泉徴収の対象となります。</p> <p>(3) 短期滞在者の免税</p> <p>海外支店へのお出張などによる短期滞在者について、滞在地で課税が行われると、滞在国と居住国との間に二重課税の問題が発生し、煩雑な納税や還付手続が必要となります。</p> <p>そこで、租税条約では一定の短期滞在者に関する免税規定を設け、人的役務の提供地である源泉地国での課税を免除することとしています。</p> <p>我が国の締結した租税条約も、これを規定しており、多くは次の3つを要件としてこれを認めることとしています。</p> <p>① 滞在期間が課税年度又は継続する12か月を通じて合計183日を超えないこと。</p> <p>② 報酬を支払う雇用者は、勤務が行われた締約国の居住者でないこと。</p> <p>③ 給与等の報酬が、役務提供地にある支店その他の恒久的施設によって負担（課税所得の計算上損金に算入）されないこと。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においては、短期滞在者の給与に対する源泉徴収段階における非課税の規定はありませんので、台湾居住者等である短期滞在者が受ける給与は、国内法に基づき源泉徴収の対象となります。</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>(3) 外国政府等に勤務する職員の給与の非課税</p> <p>外国政府、外国の地方公共団体に勤務する人が日本国内における勤務により受ける給与（その外国がその国において勤務する日本国の国家公務員又は地方公務員の給与について所得税に相当する税を課さないこととしている場合に限ります。）については、課税しないことになっています（所法9①八、所令24、所規3）。</p> <p>(注) 1 外国政府等に該当しない法人から受ける給与は、たとえその法人が外国政府等の全額出資による法人であっても、非課税となりません（所基通9-12(1)）。</p> <p>2 その勤務が外国政府又は外国の地方公共団体のために行われるものであっても、例えば、その外国政府又は外国の地方公共団体が舞踊、サーカス、オペラ等の芸能の提供を行っている場合のように、その業務が我が国若しくは我が国の地方公共団体の行う業務以外の業務又は収益を目的とする業務である場合には、その業務に従事したことにより受ける給与は非課税とはなりません（所基通9-12(3)）。</p>	<p>ただし、台湾居住者等が受ける給与が上記①から③までの全ての要件を満たす場合には、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための申告書を提出することができることとされています。</p> <p>なお、外国居住者等所得相互免除法において、上記①の要件は、「判定期間（その年の1月1日から12月31日までのいずれかの日において開始し、又は終了する12か月の期間をいいます。）の全てにおいて国内の滞在期間が183日を超えないこと」とされていますので、台湾居住者等が受ける給与が上記②及び③を満たすものである場合には、その台湾居住者等は、上記①の要件を満たすことが確定した日以後、還付を受けるための申告書を提出できることとなります。（外国居住者等所得相互免除法20、23～25）。</p> <p>(4) 教授等の免税</p> <p>我が国の締結した租税条約の多くは、大学その他の教育機関（学校教育法第1条に規定する学校に限ります。）において教育又は研究を行うために来日した教授等が取得する人的役務の提供による報酬について、2年間を限度として免税とする旨を規定しています。</p> <p>なお、租税条約によっては、教育を行う機関を高等教育機関に限定したり、政府あるいは教育機関の招へいを要件としているもの、教育若しくは研究が公的な利益を目的とするものでなければならぬ旨を規定して</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
	<p>いるものもあります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法には、教授等の非課税の規定は設けられていませんので、台湾居住者等である教授等が取得する国内において行う人的役務の提供による報酬については、国内法に基づき源泉徴収の対象となります。</p> <p>(5) 学生、事業修習者等の免税</p> <p>学生（学校教育法第1条に規定する学校の児童、生徒又は学生に限ります。）、事業修習者等が取得する報酬については、欧米諸国などとの条約では、生計、教育、勉学、研究又は訓練のために受け取る給付で国外から支払われるもの、すなわち海外からの送金について課税を免除するにとどまっています。</p> <p>これに対して、アジア諸国などとの条約では、上記の海外からの送金のほか、政府又は宗教若しくは慈善、学術等の団体からの交付金、手当又は奨励金、雇用主などから支払われる給与等の報酬及び滞在地区における人的役務の提供の対価等（アルバイト収入）をも含めて免税としているものもあります。</p> <p>事業修習者とは、職業上又は事業上の知識又は技能をほとんど有しない見習者をいいますが、アジア諸国などとの租税条約には、これに加えて、ある程度の技能を有する者で、他企業から技術上又は職業上の経験を習得するために相手国を訪れる事業習得者についても、相手国で行う人的役務の提供に対する課税を一定の制限のもとに免税としているものもあります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法で</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
	<p>は、台湾から来日した学生、事業修習者が取得する報酬については、欧米諸国などとの条約と同様に、生計、教育又は訓練のために受け取る給付で国外から支払われるものに限り、非課税とされています（事業修習者が受け取る給付については、生計、教育又は訓練のために受け取る給付で国外から支払われるもののうち、最初に教育又は訓練を受ける日から起算して2年を経過する日までの間に支払を受けるものに限り、非課税とされています。）（外国居住者等所得相互免除法28①）。また、事業修習者が取得する報酬については、非課税の規定は設けられていません。</p> <p>(6) 政府職員等の報酬の免税</p> <p>イ 租税条約による免税</p> <p>我が国が締結した租税条約は、国内法の規定に従って、政府職員等の取得する報酬について職員派遣国の課税権を確認し、接受国では、課税を免除する旨を規定しています。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても同様です（外国居住者等所得相互免除法26①）。</p> <p>ロ 国際条約による免税</p> <p>一定の国際機関に勤務する者等の給与について租税条約以外の国際条約（協定）において課税上の特例（非課税）を定めているものがあり、その主なものは次のとおりです。</p> <p>① 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>3 自由職業者等の報酬（給与等以外のもの）に対する課税</p> <p>(1) 人的役務の提供に対する報酬の範囲 「人的役務の提供に対する報酬」とは、非居住者が自己の活動により、他人のために労務等を提供することにより支払を受ける報酬のうち給与等に該当するもの以外のものをいいますから、主として次に掲げるような租税条約でいう自由職業者等が受ける報酬がこれに該当することになります（所法161①十二イ）。</p> <p>① 弁護士、公認会計士等</p> <p>② 映画・演劇の俳優、音楽家その他の芸能人</p> <p>③ 職業野球の選手、プロサッカーの選手、プロボクサー、プロレスラーその他の職業運動家</p> <p>(2) 国内源泉所得の範囲 自由職業者等に支払う人的役務の提供に対する報酬については、国内において行う人的役務の提供に基因する部分が国内源泉所得に該当し、この部分のみが課税対象となります（所法161①十二イ）。</p> <p>したがって、国外において自由職業者等による人的役務の提供を受けた場合の対価は、我が国において課税されないことになります。</p> <p>なお、人的役務の提供が国内及び国外の双方にわたって行われた場合の</p>	<p>② 国際連合の特権及び免除に関する条約</p> <p>③ 専門機関の特権及び免除に関する条約</p> <p>④ 外交関係に関するウィーン条約</p> <p>⑤ 各国との間の領事条約</p> <p>3 自由職業者等の報酬（給与等以外のもの）に対する課税 多くの租税条約では、医師や弁護士など「自由職業者」を特掲し、その所得について、事業所得に準じた取扱いをしています。</p> <p>自由職業者に関する規定がない場合には、その報酬等については、一般的に、事業所得条項が適用されます。</p> <p>(1) 原則的取扱い 我が国が締結している租税条約の多くは、自由職業者の所得については、事業所得に準じて「固定的施設がなければ課税せず」の原則が規定されており、国内に自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を有しない場合には、自由職業者の人的役務の提供に対する報酬について課税は行われません。</p> <p>また、固定的施設を有する場合には、その固定的施設に帰属する部分のみが課税の対象となります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においては、自由職業者の人的役務の提供に対する報酬について、源泉徴収段階における非課税の規定はありませんので、台湾居住者等である自由職業者が受ける人的役務の提供に対する報酬は、国内法に基づき源泉徴収の対象となります（一定の船舶等において国外で行う人的役務</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>国内源泉所得の計算は、課税上弊害がある場合を除き、給与等の場合と同様です（295ページの2(1)【算式】を参照してください）。</p> <p>(3) 源泉徴収を要しないもの</p> <p>映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の他の芸能人又は職業運動家の役務提供の対価のうち不特定多数の者から支払われるものについては、源泉徴収の必要はありません（所法212①、所令328一）。</p>	<p>の提供に対する報酬については、源泉徴収段階における非課税の対象となります。（外国居住者等所得相互免除法20①③）。</p> <p>ただし、台湾居住者等である自由職業者の国内における滞在期間が、判定期間（その年の1月1日から12月31日までのいずれかの日において開始し、又は終了する12か月の期間をいいます。）の全てにおいて183日に満たない場合には、その台湾居住者等の人的役務の提供に対する報酬について課税を行わないこととされており、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税については、還付を受けるための申告書を提出することができることとされています（外国居住者等所得相互免除法20①、22）。</p> <p>なお、その台湾居住者等が国内に支店等の固定的施設を有する場合には、その固定的施設に帰属する部分については、非課税の対象外とされています（外国居住者等所得相互免除法20①）。</p> <p>(2) 芸能人等に対する特例</p> <p>演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家に対しては、滞在期間の長短又は活動状況に関係なく、役務提供地国においても課税できることが、租税条約における確立された慣行となっています。ただし、例外的に芸能人等に対して一部免税を認めている租税条約もあります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても、芸能人等の人的役務の提供に対する報酬は非課税の対象とさ</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>4 退職手当等に対する課税</p> <p>(1) 国内源泉所得の範囲</p> <p>非居住者に支払う退職手当等については、居住者であった期間に行った勤務（内国法人の役員として非居住者であった期間や内国法人等が運行する船舶等において勤務した期間を含みます。）に対応する部分が国内源泉所得に該当し、この部分のみが源泉徴収の対象となります（所法161①十二ハ、所基通161-41（注）2）。</p> <p>したがって、その退職手当等が居住者としての勤務期間とそれ以外の勤務期間とを合算した期間に対して支払われる場合には、次の算式による勤務期間あん分により国内源泉所得に該当する退職手当等の額を計算することとなります。</p> <p>【算式】</p> $\text{（退職手当等の額）} \times \frac{\text{（居住者としての勤務期間）}}{\text{（退職手当等の計算の基礎となった期間）}}$ <p>(2) 退職所得についての選択課税</p> <p>非居住者が支払を受ける退職手当等については、その支払の際に源泉徴収が行われますが、受給者本人の選択により、退職に基づいてその年中に支払われる退職手当等の総額を居住者が受けたものとみなして、居住者と同様の課税を受けることもできます（所法171）。</p>	<p>れていませんので、台湾居住者等である芸能人等の人的役務の提供に対する報酬は、国内法に基づき源泉徴収の対象となります。</p> <p>4 退職手当等に対する課税</p> <p>(1) 租税条約の適用条項</p> <p>我が国が締結した租税条約には、退職手当等に関する規定を設けたものではなく、給与所得に関する規定（退職手当等の支払を受ける者が法人の役員である場合には、役員報酬に関する規定）が適用されます。</p> <p>なお、我が国の締結した租税条約の多くは、「退職年金」の条項を規定していますが、退職手当等について、この条項の適用はありません。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても、台湾居住者等が支払を受ける退職手当等については、給与所得に関する規定が適用されます（外国居住者等所得相互免除法23①②）。</p> <p>なお、台湾居住者等が我が国の居住者であった期間に国外において行った勤務に基因する退職手当等のうち一定のものについては、我が国において非課税とされています（外国居住者等所得相互免除法23③）。</p> <p>(2) 役員退職金の取扱い</p> <p>役員に対する退職手当等については、役員報酬に関する規定が適用されます。</p> <p>したがって、多くの場合、役員に対する退職手当を支払う法人の所在地国において課税できることとなります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法においても、台湾居住者等が内国法</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>これは「退職所得についての選択課税」といわれる制度で、長年、国内で勤務した人が海外支店への転勤などにより非居住者となったまま退職した場合に、国内勤務のまま退職した者と比較して税負担が高額となることのないよう、その調整を図るために設けられた制度です。</p> <p>この場合、退職手当等の受給者である非居住者は、源泉徴収された税額の精算のために退職手当等の支払を受けた翌年1月1日（その日までに、その年中の退職所得の総額が確定したときは、その確定した日）以後に、税務署長に対し確定申告書を提出することにより、既に源泉徴収された税額の一部又は全部について還付を受けることができます(所法173、復興財確法17⑥)。</p> <p>5 公的年金等に対する課税</p> <p>国内法においては、非居住者に対し支払う公的年金等（外国の法令に基づくものを除きます。）については、居住者であった期間に行った勤務に基因するものに限らず、全て課税されます(所法161①十二口、所令285②)。</p>	<p>人の役員として行う勤務に基因する退職手当等は、我が国において課税できることとされています（外国居住者等所得相互免除法23）。</p> <p>5 退職年金等に対する課税</p> <p>(1) 原則的取扱い</p> <p>我が国の締結した租税条約は、ほとんどが退職年金条項を有し、居住地国のみで課税できることとされています。</p> <p>ただし、日独租税協定、日ベルギー租税条約（新条約発効後）及び日露租税条約（新条約発効後）においては、源泉地国においても課税できることとされています。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法には、退職年金につき非課税の規定は設けられていませんので、台湾居住者等が支払を受ける退職年金で我が国の国内源泉所得に該当するものについては、国内法に基づき源泉徴収の対象となります。</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
	<p>(2) 政府職員の退職年金に対する課税 政府職員としての過去の勤務に基づき支払われる退職年金については、一般の退職年金の取扱いと異なり、その政府職員が条約相手国に居住しており、かつ、その居住地国の国民等である場合を除き、その退職年金の支払国において課税できることとされています。</p> <p>(注) この取扱いは、外国居住者等所得相互免除法においても同様です(外国居住者等所得相互免除法26③④)。</p>

10 その他の国内源泉所得（十三号所得～十六号所得）

その他の国内源泉所得としては、「事業の広告宣伝のための賞金」、「生命保険契約に基づく年金等」、「定期積金の給付補填金等」及び「匿名組合契約等に基づく利益の分配」があります。

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>1 事業の広告宣伝のための賞金（十三号所得）</p> <p>(1) 課税対象所得の範囲 国内源泉所得となる「事業の広告宣伝のための賞金」とは、国内において行われる事業の広告宣伝のために賞として支払う金品その他の経済的利益（旅行その他の役務の提供を内容とするもので、金品との選択ができないとされているものを除きます。）をいいます（所令286）。</p> <p>(2) 課税標準 この所得の課税標準は、居住者に対するものと同様、賞金等として支払われる金額から50万円を控除した残額です（所法213①ロ）。</p> <p>したがって、50万円以下のときは課税を要しないこととなります。</p>	<p>1 その他の所得に対する課税 我が国の締結した租税条約の多くは、別段の定めのない所得（その他の所得）に対しては、受益者の居住地国のみが課税権を有することとし、源泉地国では課税しないこととしています。</p> <p>しかしながら、こうした規定のない条約の締結国の居住者又は外国法人に対して支払われるものは、我が国の国内法に従って課税することになるので、左に掲げた十三号所得から十六号所得までの所得については、租税条約における年金条項（保険年金）や事業所得条項が適用される場合を除き、原則として国内源泉所得として課税されることとなります。</p> <p>また、「その他の所得」について、</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>2 生命保険契約に基づく年金等(十四号所得)</p> <p>(1) 課税対象所得の範囲</p> <p>国内源泉所得となる年金等とは、国内にある営業所又は国内において契約締結の代理をする者を通じて締結した次に掲げる年金給付の定めのある契約又は規約に基づいて支給を受ける年金^(註)のうち所得税法第161条第1項第12号ロ(公的年金等)(所法161①十二ロ)に該当するもの以外のものをいいます(所令287)。</p> <p>① 生命保険契約、旧簡易生命保険契約及び生命共済契約</p> <p>② 退職金共済契約</p> <p>③ 退職年金に関する次に掲げる契約</p> <p>イ 信託契約</p> <p>ロ 生命保険契約</p> <p>ハ 生命共済に係る契約</p> <p>④ 確定給付企業年金に係る規約</p> <p>⑤ 小規模企業共済法に基づく共済契約</p> <p>⑥ 確定拠出年金法に係る企業型年金規約及び個人型年金規約</p> <p>⑦ 損害保険契約及び損害共済契約</p> <p>(注) 平成25年1月1日以後に支給を受けるべき上記の年金のうち、年金の支払を受ける者と保険契約者とが異なる契約などの一定の契約に基づく年金を除きます。</p> <p>(2) 課税標準</p> <p>この所得の課税標準は、契約に基づいて支払われる年金等の額から、その契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金の額のうち、その支払われる年金の額に対応する金額を控除した残額となります(所法213①一ハ)。</p>	<p>居住地国課税を原則としながら、源泉地国においても課税できる旨規定している租税条約もありますので、注意する必要があります。</p> <p>(注) 外国居住者等所得相互免除法では、左に掲げた十三号所得から十六号所得までの所得は、原則として国内源泉所得として課税されることとなります。</p> <p>なお、台湾居住者等が支払を受ける十三号所得から十六号所得までの所得がその台湾居住者等の事業から生ずる所得に該当する場合や、外国居住者等所得相互免除法に規定する対象利子に該当する場合には、同法に基づく軽減又は非課税の対象となることがあります(外国居住者等所得相互免除法7①、15①等)。</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>3 定期積金の給付補填金等(十五号所得) 国内源泉所得となる定期積金の給付補填金等とは、国内の営業所が受け入れたもの又は国内の営業所等を通じて締結された次に掲げる契約に基づいて支給を受けるものをいいます(所法161①十五)。</p> <p>① 定期積金契約に基づく給付補填金 ② 銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補填金 ③ 抵当証券の利息 ④ 貴金属(これに類する物品を含みます。)の売戻し条件付売買の利益(いわゆる金投資口座の差益など) ⑤ 外国通貨で表示された預貯金で、その元本と利子をあらかじめ約定した率により本邦通貨又は他の外国通貨に換算して支払うこととされているものの差益(いわゆる外貨投資口座の差益など) ⑥ 一時払養老保険、一時払損害保険等の差益(保険期間等が5年以下のもの及び保険期間等が5年を超えるもので保険期間等の初日から5年以内に解約されたものに基づく差益)</p> <p>4 匿名組合契約等に基づく利益の分配(十六号所得) 国内源泉所得となる匿名組合契約等に基づく利益の分配とは、国内において事業を行う者に対する出資のうち、匿名組合契約(これに準ずる契約を含みます。)に基づいて受ける利益の分配をいいます(所法161①十六)。 (注) 匿名組合契約に準ずる契約とは、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生じる利益を分配することを約する契約をいいます(所令288)。</p>	<p>2 匿名組合契約等に関連して取得する所得等に対する課税 我が国が締結した租税条約には、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得等に対しては、その所得等の源泉地国においても、その国の国内法に従って課税できる旨を規定しているものがあります。 また、匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得等を配当所得として取り扱う租税条約もあります。 (注) 外国居住者等所得相互免除法では、匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得等は、原則と</p>

国内法による取扱い	租税条約による取扱い
<p>(注) 匿名組合契約に準ずる契約とは、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生じる利益を分配することを約する契約をいいます (所令288)。</p>	<p>して国内源泉所得として課税されることとなります。</p> <p>なお、匿名組合契約等に関連して台湾居住者等である匿名組合員が取得する所得等が、その台湾居住者等の事業から生ずる所得に該当する場合には、外国居住者等所得相互免除法に基づく非課税の対象となることがあります (外国居住者等所得相互免除法7①等)。</p>

(参考) 我が国が締結した租税条約で既に発効しているもの又は既に署名をしているもので今後発効が予定されているものの概要は、次の表のとおりです。

国・地域名	限度税率			備考
	利子	配当	使用料	
アイルランド (注7)	※ % 10	% 15 (10)	% 10	※ 割引債の償還差益を含む。
アゼルバイジャン共和国	※ 1 10	※ 2 15 (-)	※ 2	※ 1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※ 2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%
アメリカ合衆国 (注5) (注7)	※ 1 原則免税 ※ 3 10	※ 2 10 (5又は免税)	免税	※ 1 割引債の償還差益を含む。 利益連動型の利子は10% ※ 2 年金基金が受け取る配当は免税。 ※ 3 金融機関等、年金基金が受け取る利子及び政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。
アラブ首長国連邦	※ 10	10 (5)	10	※ 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。

国・地域名	限度税率			備考
	利子	配当	使用料	
アルメニア共和国	※1 10	15 (-)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%
イスラエル国	※1 10	15 (5)	※2 10	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。
イタリア共和国	※ 10	15 (10)	10	※ 割引債の償還差益を含む。
インド	※ 10	10 (-)	10	※ 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。
インドネシア共和国	※ 10	15 (10)	10	※ 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。
ウクライナ	※1 10	15 (-)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%
ウズベキスタン共和国	※1 10	15 (-)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%
エジプト・アラブ共和国	国内法どおり	15 (-)	※ 15	※ 映画フィルムの使用料を除く。
エストニア共和国 (注6)	※ 10	10(免税)	5	※ 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。

国・地域名	限度税率			備考
	利子	配当	使用料	
オーストラリア連邦 (注7)	※ 10	10(5又は免税)	5	※ 金融機関等が受け取る利子及び政府等受取は免税。割引債の償還差益を含む。
オーストリア共和国 (注6)	※1 原則免税	※2 10(免税)	免税	※1 割引債の償還差益を含む。利益連動型の利子は我が国の法令に従って課税。 ※2 年金基金が受け取る配当は免税。
オマーン国	※ 10	10(5)	10	※ 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。
オランダ王国 (注7)	※1 10	※2 10(5又は免税)	免税	※1 金融機関等、年金基金が受け取る利子、政府等受取及び間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 年金基金が受け取る配当は免税。
ガンジー	規定なし	規定なし	規定なし	
カザフスタン共和国	※1 10	15(5)	※2 5	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 議定書による。
カタール国	※ 10	10(5)	5	※ 金融機関等、年金基金が受け取る利子、政府等受取及び間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。
カナダ	※ 10	15(5)	10	※ 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。
キルギス共和国	※1 10	15(-)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%

国・地域名	限度税率			備考
	利子	配当	使用料	
クウェート国 (注7)	※ 10	10(5)	10	※ 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(イギリス) (注7)	※1 原則免税	※2 10(免税)	免税	※1 利益連動型の利子は10% ※2 年金基金が受け取る配当は免税。
ケイマン諸島	規定なし	規定なし	規定なし	
サウジアラビア王国 (注7)	※1 10	10(5)	※2	※1 年金基金が受け取る利子、政府等受取及び間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 設備の使用料は5%、その他は10%
サモア独立国	規定なし	規定なし	規定なし	
ザンビア共和国	※ 10	免税	10	※ 政府等受取は免税。割引債の償還差益を含む。
ジャージー	規定なし	規定なし	規定なし	
ジョージア	※1 10	15(-)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%
シンガポール共和国 (注7)	※1 10	15(5)	※2 10	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 一定の著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。
スイス連邦 (注7)	※1 10	※2 10(5又は免税)	免税	※1 金融機関等、年金基金が受け取る利子、政府等受取及び間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 年金基金が受け取る配当は免税。

国・地域名	限度税率			備考
	利子	配当	使用料	
スウェーデン王国	※ 原則免税	10(免税)	免税	※ 割引債の償還差益を含む。利益連動型の利子は10%
スペイン	10	15(10)	※ 10	※ 真正譲渡以外の著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。
スリランカ	※1 -	※2 -	※3 -	※1 銀行が受け取る利子は免税。 ※2 スリランカ法人支払配当(日本法人受取)は原則免税。日本法人支払配当(スリランカ法人受取)は20%。 ※3 著作権、映画フィルムの使用料は免税。特許権等は、源泉地において課される租税の額の50%に等しい額だけ軽減。
スロバキア共和国	※1 10	15(10)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%
スロベニア共和国	※ 5	5	5	※ 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。
タイ王国	※1 25	※2 -(20)	※3 15	※1 政府等受取は免税。金融機関が受け取る利子は10%。割引債の償還差益を含む。 ※2 親子会社間で産業的事業を営む法人からの配当は15% ※3 著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。

国・地域名	限度税率			備考
	利子	配当	使用料	
大韓民国	※1 10	※2 15(5)	※3 10	※1 政府等受取は 免税。割引債の 償還差益を含む。 ※2 親子会社間配当 については平成15 年末まで10% ※3 著作権、工業所 有権等の譲渡益を 含む。
タジキスタン共和国	※1 10	15(-)	※2	※1 政府等受取、 間接融資等は免 税。割引債の償 還差益を含む。 ※2 文化的使用料は 免税、工業的使用 料は10%
チェコ共和国	※1 10	15(10)	※2	※1 政府等受取、 間接融資等は免 税。割引債の償 還差益を含む。 ※2 文化的使用料は 免税、工業的使用 料は10%
中華人民共和国	※ 10	10(-)	10	※ 政府等受取、間接 融資等は免税。割引 債の償還差益を含 む。
中華人民共和国 香港特別行政区	※ 10	10(5)	5	※ 政府等受取、間接 融資等は免税。割引 債の償還差益を含 む。
中華人民共和国 マカオ特別行政区	規定なし	規定なし	規定なし	
チリ共和国 (注7)	※1 10	※2 15(5)	※3 10	※1 銀行等が受け 取る利子は4%、 条約発効後2年 間に支払を受ける べきものは 15%。割引債の 償還差益を含む。 ※2 年金基金が受 け取る配当は免 税。 ※3 設備の使用等 に係る使用料は 2%

国・地域名	限度税率			備考
	利子	配当	使用料	
デンマーク王国	※1 10	15 (10)	※2 10	※1 割引債の償還差益を含む。 ※2 著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。
ドイツ連邦共和国 (注7)	※原則免税	15 (5又は免税)	免税	※ 割引債の償還差益を含む。利益運動型の利子を除く。
トルクメニスタン	※1 10	15 (-)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%
トルコ共和国	※ 15	15 (10)	10	※ 政府等受取は免税。金融機関が受け取る利子は10%。割引債の償還差益を含む。
ニュージーランド (注7)	※1 10	※2 15(免税)	5	※1 金融機関等が受け取る利子、政府等受取及び間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 議決権割合10%以上で一定の要件を満たすものは免税。
ノルウェー王国	※1 10	15 (5)	※2 10	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。
パキスタン・イスラム共和国 (注7)	※ 10	10 (7.5又は5)	10	※ 政府等受取等は免税。割引債の償還差益を含む。
パナマ共和国	規定なし	規定なし	規定なし	
バハマ国	規定なし	規定なし	規定なし	
バミューダ	規定なし	規定なし	規定なし	

国・地域名	限度税率			備考
	利子	配当	使用料	
ハンガリー (ハンガリー人民共和国)	※1 10	10 (-)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%
バングラデシュ人民共和国	※1 10	15 (10)	※2 10	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。
英領バージン諸島	規定なし	規定なし	規定なし	
フィジー共和国 (注7)	国内法どおり	国内法どおり	※10	※ 著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。
フィリピン共和国	※1 10	15 (10)	※2 10	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 映画フィルム等の使用料は15%
フィンランド共和国	10	15 (10)	※10	※ 著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。
ブラジル連邦共和国	※1 12.5	12.5 (-)	※2 12.5	※1 政府等受取は免税。 ※2 商標権の使用料は25%、映画フィルム等の使用料は15%
フランス共和国 (注7)	※ 10	10 (5又は免税)	免税	※ 金融機関等、年金基金が受け取る利子、政府等受取及び間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。
ブルガリア共和国	※1 10	15 (10)	※2 10	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。

国・地域名	限度税率			備考
	利子	配当	使用料	
ブルネイ・ダルサラーム (注7)	※ 10	10(5)	10	※ 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。
ベトナム 社会主義共和国 (注7)	※1 10	10(-)	※2 10	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。
ベラルーシ共和国	※1 10	15(-)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%
ベルギー王国 (注6)	※1	※2 10(免税)	免税	※1 企業間、年金基金、政府等受取及び間接融資等は免税(個人受取等は10%)。利益連動型の利子は10%。割引債の償還差益を含む。 ※2 年金基金が受け取る配当は免税。
ポーランド共和国 (ポーランド人民共和国)	※1 10	10(-)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%
ポルトガル共和国 (注7)	※ 10	10(5)	5	※ 銀行が受け取る利子は5%。政府等受取は免税。割引債の償還差益を含む。
マレーシア	※1 10	15(5)	※2 10	※1 政府等受取は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 著作権、工業所有権等の譲渡益を含む。

国・地域名	限度税率			備考
	利子	配当	使用料	
マン島	規定なし	規定なし	規定なし	
南アフリカ共和国	※1 10	15 (5)	※2 10	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 裸用船料・パテント譲渡益を含む。
メキシコ合衆国	※1 15	※2 15 (5又は免税)	10	※1 金融機関が受け取る利子は10%。政府等受取は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 議決権割合25%以上で一定の要件を満たすものは免税。
モルドバ共和国	※1 10	15 (-)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は免税、工業的使用料は10%
ラトビア共和国	※1	※2	免税	※1 個人以外受取は免税(個人受取は10%)。利益連動型の利子は10%。割引債の償還差益を含む。 ※2 個人以外受取は免税(個人受取は10%)。
リトアニア共和国 (注6)	※1	※2	免税	※1 個人以外受取は免税(個人受取は10%)。利益連動型の利子は10%。割引債の償還差益を含む。 ※2 個人以外受取は免税(個人受取は10%)。
リヒテンシュタイン公国	規定なし	規定なし	規定なし	

国・地域名	限度税率			備考
	利子	配当	使用料	
ルーマニア (ルーマニア社会) (主義共和国)	※1 10	10 (-)	※2	※1 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。 ※2 文化的使用料は10%、工業的使用料は15%
ルクセンブルク大公国	※ 10	15 (5)	10	※ 政府等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。
ロシア連邦 (注6)	※1 原則免税	※2 10 (5)	免税	※1 割引債の償還差益を含む。利益連動型の利子は10%。 ※2 年金基金が受け取る配当は免税。不動産化体株式から生ずる配当は15%

・外国居住者等所得相互免除法による取扱い

台 湾	税率			備考
	利子	配当	使用料	
	※ % 10	% 10	% 10	※ 権限のある機関等受取、間接融資等は免税。割引債の償還差益を含む。

(注) 1 限度税率は、日本側の税率を示します。

2 「配当」欄の括弧書は、親子会社間配当に対する特別税率を示します。

3 アゼルバイジャン共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ベラルーシ共和国及びモルドバ共和国は、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦との間で締結された条約を承継したものです。

4 チェコ共和国、スロバキア共和国は、旧チェコスロヴァキア社会主義共和国との間で締結された条約を承継したものです。

5 アメリカ合衆国の上段は新条約発効後の限度税率を、下段は新条約発効前の限度税率を示します。

6 エストニア共和国、オーストリア共和国、ベルギー王国、リトアニア共和国及びロシア連邦については、新条約発効後の限度税率を示します。新条約発効前の限度税率は、「源泉徴収のあらまし(平成29年版)」を確認してください。

7 居住地国の国内法上、国内仕向送金された、又は国内で受領した部分にのみ租税を課されることとされている場合、条約に基づく源泉地国課税の減免は居住地国で課税することとされている部分にのみ適用されます。

8 この表は租税条約等の概要を掲げたものですから、具体的な適用関係については、それぞれの租税条約等の該当条項を確認してください。